

# 第2期天塩町地域福祉実践計画

(平成31年～令和5年)

～ともに支え合う安心して暮らせるまちづくり～



平成31年4月

社会福祉法人 天塩町社会福祉協議会

表紙 パステルアート「みまもり」 作 土田 拓美



## はじめに

現在、日本は人口減少社会となっている中で、高齢者人口は増え続けており、団塊の世代が全員75歳以上となる、いわゆる「2025年問題」に向けて、介護予防や自立生活支援、地域包括支援、権利擁護支援の在り方が問われています。

国の厳しい財政運営の中で、社会保障費の増大に伴い、施設介護から在宅介護へと改革されてきました。

在宅での生活には、訪問診療や訪問看護、訪問介護、訪問リハビリ、外出支援サービス、配食サービス、除排雪サービス等による生活を支えていく体制づくりと財源の確保や各種サロン活動等を通じた生きがいつくり、健康づくりも重要な課題であります。

これらの課題のうち、2019年度から2023年度までの5年間で、社会福祉協議会が、取り組む計画策定にあたり、策定委員会を設け策定作業を進めてきたところで有ります。

「ともに支え合う安心して暮らせるまちづくり」の実現のためには、町内会連合会、民生委員児童員連絡協議会、女性団体連絡協議会、老人クラブ連合会、身体障がい者福祉協会、ボランティア連絡協議会等と連携を深め、包括的な支援体制の中で、高齢者、障がい者、生活困難者、子育て支援をしていくことが求められています。

また、人材確保も全国的に課題となっており、天塩町に置いても人材確保は厳しい環境にあります。処遇改善による福祉人材の確保に努め、研修等により質の高い職員を育成し、超高齢社会へ対応していくことも重要であります。

本実践計画の進行については、新たに設ける評価委員会の中で評価をいただき、次年度の事業計画に反映させていただきたいと考えております。

最後に、本実践計画の策定にあたり、お忙しい中、策定作業をしていただきました策定委員の皆様、また、アンケートや聞き取り調査へのご協力いただいた関係者の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

平成31年4月

社会福祉法人 天塩町社会福祉協議会  
会長 田村 彰

# 目 次

## はじめに

基本目標と重点目標について	1～2
天塩町地域福祉実践計画イメージ図	3
天塩町地域福祉実践計画体系図	4～5
実践計画と年次計画	6～15
実践計画の具体的取り組み	16～33

## 資料編

第2期天塩町地域福祉実践計画策定要領	37～38
第2期天塩町地域福祉実践計画策定委員会設置要綱	46
第2期天塩町地域福祉実践計画策定委員会名簿	47
第2期天塩町地域福祉実践計画策定委員会事務局名簿	48

## 基本目標と重点目標について

### (1) 基本目標

「ともに支え合う 安心して

暮らせる まちづくり」



天塩町では少子高齢化と過疎化がより一層進行し、生活基盤である家庭の核家族化が進み、隣近所の間関係が希薄化して、課題が複雑化しています。

しかし、誰もが、住み慣れた地域で、自分らしく、自立した生活を送りたい、こんな願いに応えられる、地域福祉のまちづくりが求められています。

第1期天塩町地域福祉実践計画の基本目標の「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」の主旨を継続し、第2期天塩町地域福祉実践計画の基本目標に設定します。

### (2) 重点目標

基本目標である「ともに支え合う安心して暮らせるまちづくり」をどのように具体的な実践活動へ結び付けるか、次の4つの重点目標を設定して、地域住民の願いや想いを叶えるために取り組みます。

#### ① 重点目標 1 「地域活動を通じて住民ニーズを把握し、

その課題解決を図る仕組みづくり」

町内会活動を通じた見守りネットワークづくりや福祉団体・サークル・サロン活動による「絆づくり」を推進します。また、多様な住民要求を把握する機会と捉え、課題や問題の解決・改善策を探ります。

② 重点目標 2 「多様な住民・福祉活動を積極的に促進して、  
住民がともに支え合う地域福祉の仕組みづくり」

主体的に活動する老人クラブや福祉団体、ボランティア団体・既設サロンの活動を支援します。また、共助の推進として、共同募金や歳末助け合い募金の取り組みと地域福祉の寄附金を奨励します。

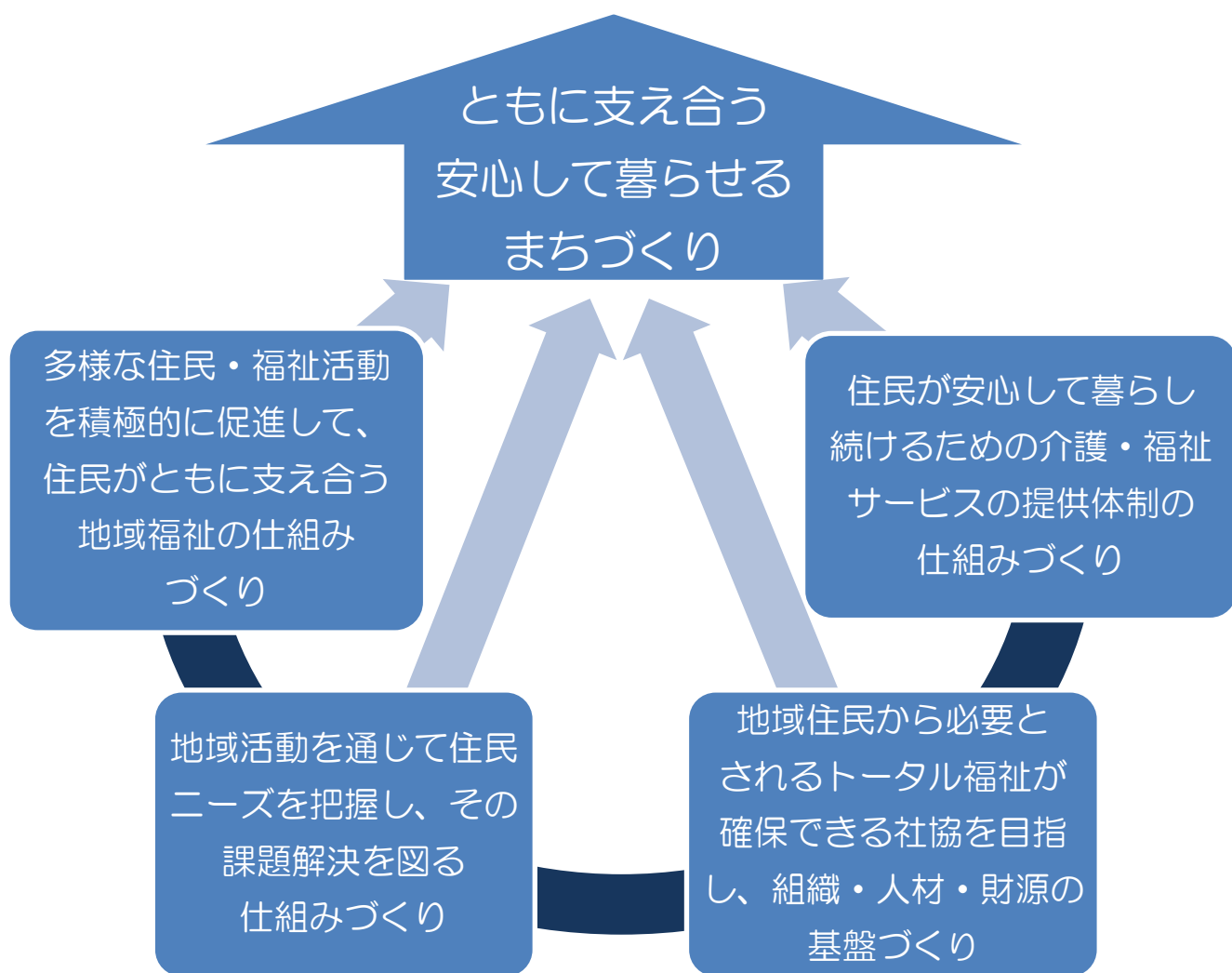
③ 重点目標 3 「住民が安心して暮らし続けるための  
介護・福祉サービスの提供体制の仕組みづくり」

住民に安心を与える福祉サービス・介護サービスの適切な提供体制を維持します。また、高齢化率の向上に伴う、新たな地域課題に対しても柔軟に対応します。

④ 重点目標 4 「地域住民から必要とされるトータル福祉が確保  
できる社協を目指し、組織・人材・財源の基盤づくり」

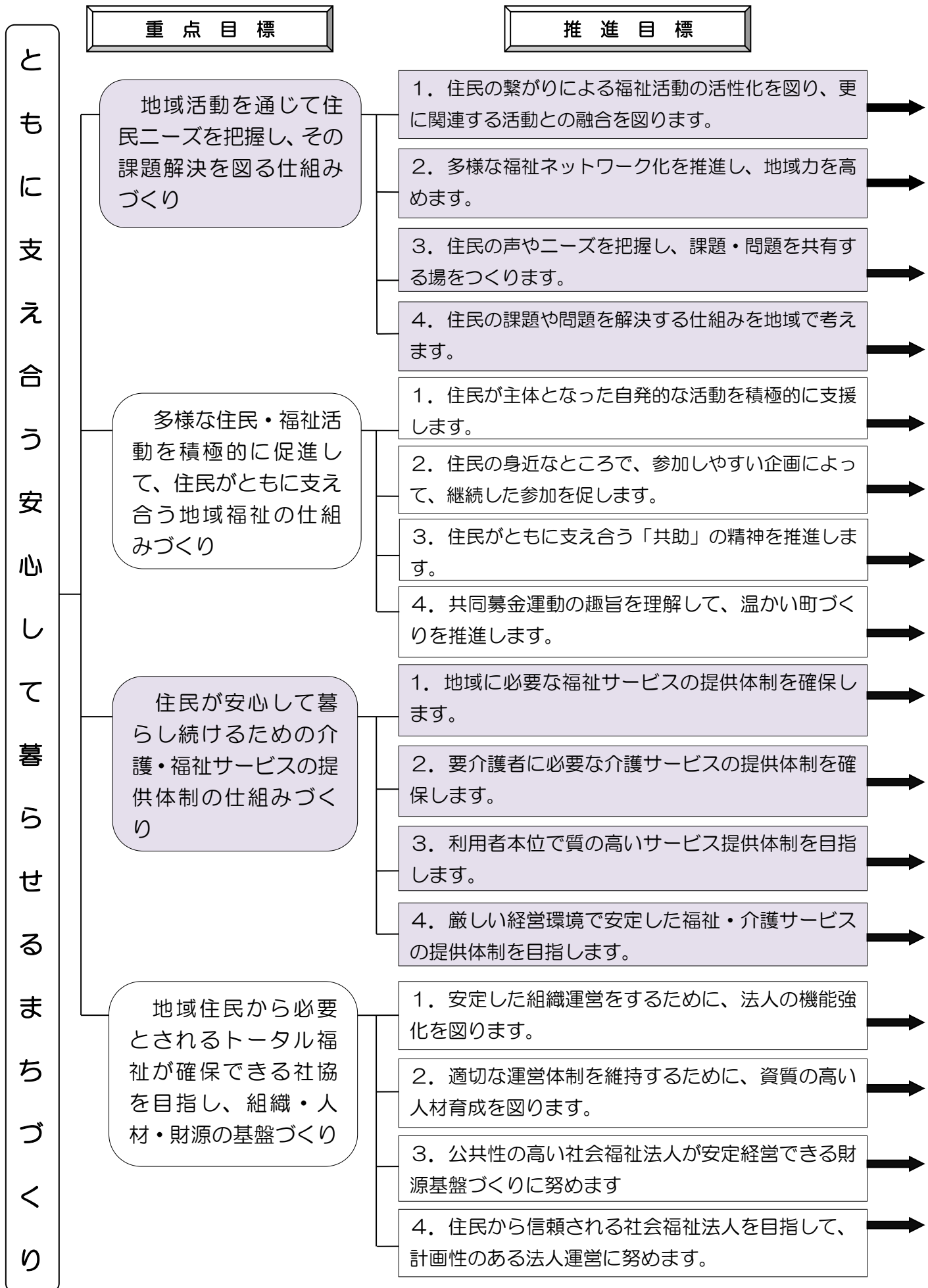
公共性の高い社会福祉法人として、組織の運営・経営に必要な人材育成を図ります。また、不採算事業（サービス）も社協活動に含まれることから、社協の運営に資する財源の確保について、広く理解と協力を得る努力をします。

# 天塩町地域福祉実践計画 イメージ



「ともに支え合う安心して暮らせるまちづくり」を推進するための4つの目標

# 第2期天塩町地域福祉実践計画体系図





## 実践計画

1) 天塩町町内会連合会との連携強化 2) 各町内会に福祉委員を配置し活動支援 3) 地域の見守り体制強化の支援  
4) 天塩町ふれあい大運動会を開催 5) 福祉活動のための研修会の開催 6) 健康づくり事業の世代間交流事業へ参加

1) 天塩町民生委員児童委員協議会との連携強化 2) 福祉委員連絡協議会との連携強化 3) 町内会見守り・声かけネットワークの推進 4) 各機関の推進する高齢者等ネットワークに参加 5) 防災・防犯・防火・交通安全の意識啓発  
6) 多様なネットワークづくりによる支え合いを推進 7) 地区やブロック別の福祉懇談会開催によるニーズ把握を推進

1) 天塩町地域福祉大会の開催 2) 地域ケア会議や相談支援機関からの情報提供を整理して活用 3) 福祉総合相談所を開設し、個別相談支援を推進 4) 職員が地域に出かけて住民と懇談 5) 福祉・奉仕活動を目的とした団体との連携

1) 町民の包括的権利擁護システムを構築 2) 町内相談支援機関や担当者間で連携し解決策を支援 3) 生活困窮者等へ各種支援

1) 自発的に町内会活動が実施されるよう支援 2) 福祉関係団体の自立した活動を支援 3) 町老人福祉センター活動を支援  
4) 社協備品及び資材の貸出しによる団体支援

1) 既設サロンの継続開設（町受託事業） 2) 住民・福祉団体主催サロンの開設支援 3) 高齢者の組織化や各種サロン奨励

1) 多様なボランティア場面への参加促進 2) 天塩町のボランティア振興策検討 3) ボランティアの町づくり事業推進  
4) 町内の福祉教育・福祉体験の機会充実 5) 虚礼廃止と生活改善の推進

1) 共同募金運動の推進 2) 赤い羽根共同募金助成 3) 共同募金委員会の組織体制づくり 4) 歳末たすけあい募金の配分

1) 介護保険制度以外の福祉サービスの提供 2) 介護予防事業の周辺支援 3) 冬期間における生活弱者をサポート  
4) 元気な高齢者の生きがいつくり支援

1) 特別養護老人ホーム恵愛荘指定管理受託 2) 短期入所生活介護指定管理受託 3) デイサービスセンターの指定管理受託  
4) ケアハウス「かがやき」指定管理受託 5) 訪問介護事業所の運営管理（直営） 6) 居宅介護支援事業所の運営管理（直営）

1) 福祉・介護サービスの円滑な提供と質の向上 2) 町内の会議や判定委員会等へ専門職員を派遣  
3) 指定管理受託施設の利用者の安全を確保する体制づくり 4) 福祉・介護職員の資質向上

1) 指定管理受託施設の収支バランス対策 2) 訪問介護サービス提供における課題・問題に対応  
3) ケアハウス入居者の介護支援の課題への取組み

1) 役員の研修機会の充実 2) 社協会員・会費制度の住民周知 3) 社協法人の組織の体制強化と経営理念策定  
4) 社協広報活動の見直し、情報提供の活性化

1) 社協事務局職員体制の充実 2) 専門性確保と資格取得を奨励 3) 職員等の待遇改善と意欲高揚

1) 天塩町社協会費収入アップ 2) 天塩町社協の自主財源の確保検討  
3) 町と補助金等について協議します 4) 安定した法人経営のため基金・積立金の適切な管理運営

1) 新たな情報収集のため研修会・講演会等の積極的参加 2) 社会福祉事業の執行は順法精神を基本  
3) 地域福祉実践計画の進行管理 4) 各種計画策定の委員会へ福祉機関として委員派遣

# 実践計画と年次計画

## 財源区分の見方

財源	分類	内 訳	財源	分類	内 訳	財源	分類	内 訳
天塩町 社協	社助	社協補助金団体事業費	天塩町 社協	愛情	愛情銀行 (社協寄付金)	道社協	道社	道社協の委託・受託
	介護	介護報酬・自己負担		自主	社協自主財源 (その他)	天塩町	町補	天塩町補助金
	共募	赤い羽根共同募金		団体	各福祉団体活動費		町託	天塩町の委託・受託
	歳末	歳末助け合い募金		基金	社協基金・積立金		町費	天塩町費で対応

## 重点目標 1



「地域活動を通じて住民ニーズを把握し、  
その課題解決を図る仕組みづくり」

町内の地域活動やネットワークから住民ニーズや課題を把握するとともに、その関係団体・所属する諸活動を通じて、課題解決の方法を創意工夫しながら、助け合いの町づくりを目指します。

※ ◎は重点事業として取り組みます。

推進 目標	実践計画		年次計画					
	具体的事業	財源 区分	実施 区分	31	2	3	4	5
1. 住民の繋がりによる福祉活動の活性化を図り更に関連する活動との融合を図ります。  具体的な取り組み (15~16ページ)	1) 天塩町町内会連合会との連携強化を図ります。◎							
	①町内会連合会と単位町内会の事業・行事・会議に出席します。	会費	継続	←	→			
	2) 各町内会に福祉委員を配置して活動支援をします。◎							
	①各町内会に福祉委員を配置し、見守りネット活動を支援します。	会費	継続	←	→			
	3) 地域の見守り体制を強化する為の支援を行います。◎							
	①見守り体制の構築のための助成事業を計画・実施します。	会費	新規	←	→			
	4) 天塩町ふれあい大運動会を参加者主体で開催します。							
	①老人クラブと身障団体で「ふれあい大運動会」を開催します。	町補	継続	←	→			
	②新規会員の増強とボランティアとの親睦交流を促進します。	町補	継続	←	→			

推進 目標	実践計画		年次計画					
	具体的事業	財源 区分	実施 区分	31	2	3	4	5
具体的な取り組み (16A'-Z')	<b>5) 地域福祉活動の理解が深まるように研修会を企画します。</b>							
	①地域の福祉課題解決するための研修会を開催します。	会費	継続	←	→			
	②福祉・介護・ボランティアを対象とした研修会を開催します。	団体	継続	←	→			
	③権利擁護の理解や周知ができるよう研修会を開催します。	町補	新規	←	→			
	<b>6) 健康づくり事業や世代間交流事業へ参加します。</b>							
	①高齢者と幼児、小・中・高校生との交流機会を促進します。	団体	継続	←	→			
2. 多様な福祉ネットワーク化を推進し、地域力を高めます。  具体的な取り組み (16~18A'-Z')	<b>1) 天塩町民生委員児童委員協議会との連携強化を図ります。◎</b>							
	①民児協との連携を密にし、民生・児童委員活動を支援します。	会費	継続	←	→			
	<b>2) 福祉委員連絡協議会との連携強化を図ります。◎</b>							
	①福祉委員連協と連携を図り、福祉委員活動を支援します。	会費	継続	←	→			
	<b>3) 町内会見守り・声かけネットワークを推進します。◎</b>							
	①各町内会へ「見守り・声かけネットワーク」を普及します。	会費	継続	←	→			
	②見守り対象世帯へ「緊急時医療情報キット」を無料配布します。	自主	継続	←	→			
	③見守り活動の「安否確認」「話し相手ボラ」の養成を図ります	団体	継続	←	→			
	<b>4) 各機関の推進する高齢者等ネットワークに参加します。</b>							
	①高齢者等の多様な見守りネットワーク活動に参加・協力します。	自主	継続	←	→			
	<b>5) 防災・防犯・防火・交通安全の関連組織や会議に参加します。</b>							
	①高齢者の防災・防犯・防火・交通安全の会議や活動に参加します。	団体	継続	←	→			
	<b>6) 多様なネットワークづくりによる支え合いを推進します。</b>							
	①相談機関との連携や仲間づくりによる支え合いを促進します。	会費	継続	←	→			
	②商店サービスを活用して買物難民対策を推進します。	会費	継続	←	→			
	③買い物支援のための交通手段などの支援を検討します。	会費	新規	←	→			
	<b>7) 地区やブロック別の福祉懇談会によるニーズ把握を推進します。</b>							
	①雄信内地区・更岸地区・産土地区等の地域ニーズを把握します。	会費	継続	←	→			
3. 住民の声やニーズを把握し、課題・問題を共有する場をつくり ます。  具体的な取り組み (18A'-Z')	<b>1) 天塩町地域福祉大会を開催して地域福祉を考えます。◎</b>							
	①住民が福祉・介護の現状を認識し、情報共有する場を設けます。	自主	継続	←	→			
	②住民が福祉課題解決を学ぶために講演会や学習会を開催します。	自主	継続	←	→			
	③より良い福祉の町づくりを推進するために表彰式を開催します。	共募	継続	←	→			
	<b>2) 地域ケア会議や相談支援機関からの情報提供を整理して活用します。◎</b>							
	①社協の各事業所情報とケア会議情報を融合させて活用します。	会費	継続	←	→			
②地域(民生委員・福祉委員・町内会等)からの情報網を強化します。	会費	継続	←	→				

推進 目標	実践計画		年次計画				
	具体的事業	財源 区分	実施 区分	3	4	5	
具体的な取り組み (18~19 <sup>ハ</sup> - ズ)	<b>3) 福祉総合相談所を開設し個別相談支援を推進します。</b>						
	①高齢者・障がい者・要介護者の相談支援体制を継続します。	自主	継続	←	→		
	②より専門性が必要な分野の相談支援体制づくりを推進します。	自主	継続	←	→		
	<b>4) 職員が地域に出かけて住民と懇談を深めます。</b>						
	①社協役員と協力して町内会事業に参加して実情を把握します	会費	継続	←	→		
	<b>5) 福祉・奉仕活動を目的とした団体との連携を深め支援します。</b>						
①日赤奉仕団や社協団体等のボラ活動部分との連携を図ります	団体	継続	←	→			
<b>4. 住民の課題や問題を解決する仕組みを地域で考えます。</b>  具体的な取り組み (19 <sup>ハ</sup> - ズ)	<b>1) 住民の包括的権利擁護システムを構築します。◎</b>						
	①日常生活自立支援事業を活用して利用者支援をします。	道社	継続	←	→		
	②天塩町社協で成年後見制度の法人後見の仕組みを構築します。	町託	継続	←	→		
	③成年後見活動の周知を行います。	町託	新規	←	→		
	<b>2) 町内相談支援機関や担当者が連携して解決策を支援します。</b>						
	①地域包括支援センターや町立病院等との連携を密にします。	自主	継続	←	→		
	②支援機関が連携し、相談のワンストップ化を推進します。	自主	継続	←	→		
	<b>3) 生活困窮者等へ各種支援をします。</b>						
	①町社協生活福祉資金貸付制度や道社協各貸付制度を対応します。	道社	継続	←	→		
	②法定外支援や身寄りのない人の支援を行政と協力し対応します。	自主	継続	←	→		
③生活保護受給者等の社会参加の促進を支援します。	自主	新規	←	→			

## 重点目標 2

「多様な住民・福祉活動を積極的に促進して、  
住民がともに支え合う地域福祉の仕組みづくり」

住民が参加・組織するグループや団体活動の活性化を図り、  
人と人との繋がりや共に支え合う共助の精神で、縦横無尽の  
ネットワークを形成し、安心・安全に生活できる福祉のまちづ  
くりを目指します。

※ ◎は重点事業として取り組みます。

推進 目標	実践計画			年次計画				
	具体的事業	財源 区分	実施 区分	31	2	3	4	5
1. 住民が主 体となった自 発的な活動を 積極的に支援 します。  具体的な取り組 み (20~21年 -ジ)	1) 自発的に町内会活動が実施されるよう支援します。◎							
	①高齢化した町内会に「出前サロン」で活動支援します。	会費	継続	←	→			
	2) 福祉関係団体の自立した活動を支援します。◎							
	①身体障がい者福祉協会活動を通じて身障者支援をします。	団体	継続	←	→			
	②母子寡婦会活動を通じて母子寡婦を支援します。	団体	継続	←	→			
	③町遺族会活動を通じて戦没者遺族の支援をします。	団体	継続	←	→			
	3) 町老人福祉センター活動を支援します。							
	①町老人クラブ連合会を通じて高齢者福祉を推進します。	団体	継続	←	→	←	→	
	②単位3老人クラブ事務局支援を通じて活動を推進します。	団体	継続	←	→	←	→	
	③町老人福祉センター指定管理事業を適切に実施します。	町託	継続	←	→	←	→	
	4) 社協備品及び資材の貸出しによる団体支援をします。							
	①行事用テントや車椅子他の貸出しによる活動を支援します。	愛情	継続	←	→			
	2. 住民の身 近なところで、参加しや すい企画に よって、継続 した参加を促 します。  具体的な取り (22年-ジ)	1) 既設サロンの継続開設をします。(町受託事業)						
①いきいきサロン(2地区開催)を継続して開設します。		町託	継続	←	→			
②お出かけサロン(天塩地区開催)を継続して開設します。		町託	継続	←	→			
③夕映しゃきり・老人クラブサロンを積極的に開設します。		町託	継続	←	→			
2) 住民・福祉団体主催サロンの開設を支援します。								
①身障者福祉協会サロンの開設を支援します。		団体	継続	←	→			
②単位町内会サロンの企画実施を支援します。		自主	継続	←	→			
3) 高齢者の組織化や各種サロンを奨励します。								
①健康麻雀サロン(週2回開催、大会開催)を継続して開設します。		自主	継続	←	→			
②趣味の仲間づくりの企画・実施を推進します。		自主	継続	←	→			

推進 目標	実践計画		年次計画					
	具体的事業	財源 区分	実施 区分	31	2	3	4	5
<p>3. 住民がともに支え合う「共助」の精神を推進します。</p> <p>具体的な取り組み (22~23年度)</p>	<b>1) 多様なボランティア場面への参加を促進します。◎</b>							
	①町ボランティア連絡協議会活動を積極的に支援します。	団体	継続	←	→			
	②町内の多様なボランティア活動の実態把握を推進します。	団体	継続	←	→			
	<b>2) 天塩町のボランティア振興策を検討します。◎</b>							
	①ボラ関係団体が参画するボランティアセンターを設置します。	団体	継続	←	→			
	②災害時のボランティアセンター対応人材を発掘養成します。	団体	継続	←	→			
	③少子化ニーズの子育て応援ボランティアを発掘活用します。	団体	継続	←	→			
	④有償ボランティアの仕組みを検討します。	団体	新規	←	→			
	<b>3) ボランティアの町づくり事業を推進します。</b>							
	①天塩町補助金事業「ボランティアの町づくり」の推進をします。	町補	継続	←	→			
	②ボランティア活動の先新地研修と専門職員の養成をします。	町補	継続	←	→			
	<b>4) 町内の福祉教育や福祉体験の機会を拡充します。</b>							
	①町内小・中・高等学校のボラ活動普及活動を行います。	自主	継続	←	→			
	②小・中・高校生の福祉体験・活動の支援と活動助成をします。	共募	継続	←	→			
	<b>5) 虚礼廃止と生活改善の推進を図ります。</b>							
①住民の互助精神に基づく会葬礼状や供花紙の利用を図ります。	愛情	継続	←	→				
②「お互いさま」や「助け合い精神」による寄付行為を推奨します。	愛情	継続	←	→				
<p>4. 共同募金運動の趣旨を理解して、温かい町づくりを推進します。</p> <p>具体的な取り組み (23年度)</p>	<b>1) 共同募金運動をきめ細やかに推進します。◎</b>							
	①赤い羽根共同募金を町内会や団体・事業所に協力依頼します。	共募	継続	←	→			
	②歳末たすけあい募金を町内会や職場・協賛団体に協力依頼します。	歳末	継続	←	→			
	<b>2) 赤い羽根共同募金の主旨に基づき助成します。◎</b>							
	①子どもの各種活動を促進するため助成金を交付します。	共募	継続	←	→			
	②福祉団体活動を促進するため助成金を交付します。	共募	継続	←	→			
	③天塩町社協の広報紙発行や地域福祉大会の開催に助成します。	共募	継続	←	→			
	<b>3) 共同募金委員会の組織体制づくりを図ります。</b>							
	①募金委員会の理事会・監査・評議員会を適切に開催します。	自主	継続	←	→			
	②審査委員会による募金の適切な助成や配分を実施します。	自主	継続	←	→			
	③募金活動を促進するため募金ボランティア活動を促進します。	団体	継続	←	→			
	<b>4) 歳末たすけあい募金の主旨に基づき配分します。</b>							
	①生活困窮世帯へ対し、歳末たすけあい配分をします。	歳末	継続	←	→			
	②要保護世帯等へ「おせち料理プレゼント」等を実施します。	歳末	継続	←	→			
	③小学校(天塩・啓徳)へ「入学祝い品プレゼント」を実施します。	歳末	新規	←	→			



### 重点目標3

## 「住民が安心して暮らし続けるための 介護・福祉サービスの提供体制の仕組みづくり」

住み慣れた地域で、自立した生活を続けるために、この地域性を考慮した介護・福祉サービス提供体制の確保を図り、更に、利用者本位の質の高いサービス提供を目指します。

※ ◎は重点事業として取り組みます。

推進 目標	実践計画		年次計画						
	具体的事業	財源 区分	実施 区分	31	2	3	4	5	
<b>1. 地域に必要な福祉サービスの提供体制を確保します。</b>  具体的な取り組み (24~25^ - ジ)	<b>1) 介護保険制度以外の地域福祉サービスを提供します。◎</b>								
	①外出支援サービスを適切に実施します。(町受託事業)	町託	継続	←————→					
	②食の自立支援サービスを適切に実施します。(町受託事業)	町託	継続	←————→					
	③町外移動サービスを適切に実施します。(社協事業)	町託	継続	←————→					
	④安心ヘルパーサービスを適切に実施します。(町受託事業)	町託	継続	←————→					
	<b>2) 介護予防事業の周辺支援を行ないます。</b>								
	①地域支援事業「高齢者見守り」を実施します。(町受託)	町託	継続	←————→					
	②チャレンジ教室送迎支援を適切に実施します。(町受託)	町託	継続	←————→					
	<b>3) 冬期間における生活弱者をサポートします。</b>								
	①福祉除排雪サービス事業を適切に実施します。(町補助)	町補	継続	←————→					
	②小型ショベル除雪サービスを適切に実施します。(町補助)	町補	継続	←————→					
	<b>4) 元気高齢者の生きがいづくり支援をします。</b>								
	①高齢者事業団を通じて生きがい就労支援を実施します。	自主	継続	←————→					
	<b>2. 要介護者に必要な介護サービスの提供体制を確保します。</b>  具体的な取り組み (25~26^ - ジ)	<b>1) 特別養護老人ホーム恵愛荘の指定管理受託を適正に実施します。◎</b>							
		①施設機能の維持管理と運営体制の管理を適切に実施します。	介護	継続	←————→				
		②介護サービスの課題を各委員会で協議・実践・検証します。	介護	継続	←————→				
③介護職員の資質向上を図り、高い介護サービスを提供します。		介護	継続	←————→					
④入所者の基本的な人権擁護の尊重と心身の安全確保に努めます。		介護	継続	←————→					
⑤災害時の入所者避難対策を総合的に検討・策定します。		介護	継続	←————→					
⑥人生の最後まで安心して生活できるように支援します。		介護	継続	←————→					
⑦利用者負担軽減制度で恵愛荘入所者を支援します。		町補 自主	継続	←————→					
<b>2) 短期入所生活介護(ショートステイ)の指定管理受託を適正に実施します。◎</b>									
①ショートステイ利用者へ適切な介護サービスを提供します。		介護	継続	←————→					
②生活管理短期宿泊事業を適切に提供します。(町受託事業)		受託	継続	←————→					
③利用者負担軽減制度で短期入所サービス利用者を支援します。	町補 自主	継続	←————→						

推進 目標	実践計画			年次計画					
	具体的事業	財源 区分	実施 区分	31	2	3	4	5	
具体的な取り組み (26~27ページ)	<b>3) デイサービスセンターの指定管理受託を適正に実施します。◎</b>								
	①施設・設備を活用した安全な在宅介護サービスを提供します。	介護	継続	←	→	←	→		
	②利用者の個性や希望を尊重した介護サービスを提供します。	介護	継続	←	→	←	→		
	③利用者の送迎時間増加やスタッフ増などの課題を検討します。	介護	継続	←	→	←	→		
	④利用者負担軽減制度でデイサービス利用者を支援します。	町補 自主	継続	←	→				
	<b>4) ケアハウス「かがやき」の指定管理受託を適正に実施します。◎</b>								
	①当該施設で安全に自立した日常生活を送るよう支援します。	町託	継続	←	→	←	→		
	②入居者の生活相談や在宅介護サービスの利用を支援します。	町託	継続	←	→	←	→		
	③入居者の人権を尊重してサービスを提供します。	町託	継続	←	→				
	<b>5) 訪問介護事業所（ホームヘルプ）の運営管理（直営）を適正に実施します。◎</b>								
	①訪問介護サービスで在宅生活を支援します。（介護保険）	介護	継続	←	→				
	②安心ヘルパーサービスで在宅生活を支援します。（町受託事業）	町託	継続	←	→				
	③利用者負担軽減制度で訪問介護サービス利用者を支援します。	町補 自主	継続	←	→				
	<b>6) 居宅介護支援事業所（ケアプラン）の運営管理（直営）を適正に実施します。◎</b>								
	①利用者から信頼されるケアプラン作成をします。	介護	継続	←	→				
	②介護支援専門員の配置体制の強化を図ります。	介護	継続	←	→				
	3. 利用者本 位で質の高い サービス提供 体制を目指し ます。  具体的な組み み (27ページ)	<b>1) 福祉・介護サービスの円滑な提供と質の向上を図ります。◎</b>							
		①天塩町と町協の「介護サービス連携会議」を定例化します。	介護	継続	←	→			
②法人・施設間の連携体制を強化します。		介護	継続	←	→				
<b>2) 町内の各種会議や判定委員会へ専門職員を派遣します。</b>									
①地域ケア会議に必要な社協担当・関係者を派遣します。		町費	継続	←	→				
②介護認定審査会等に専門職員を派遣します。		町費	継続	←	→				
<b>3) 指定管理受託施設の利用者の安全を確保する体制づくりをします。</b>									
①介護施設や老人福祉施設の災害時対応策を検討します。		介護	継続	←	→				
②介護現場のヒヤリハットを定期的に検証して対策を講じます。		介護	継続	←	→				
<b>4) 福祉・介護等職員の資質向上を図ります。</b>									
①介護福祉士・社会福祉士・ケアマネの資格取得を支援します。		自主	継続	←	→				
②医療系職種の積極的な確保と介護職員の資質向上を図ります。		自主	継続	←	→				
③福祉介護事業に必要な国家資格・講習等の受講を奨励します。	自主	継続	←	→					



推進 目標	実践計画			年次計画					
	具体的事業	財源 区分	実施 区分	31	2	3	4	5	
4. 厳しい経営環境で安定した福祉・介護サービスの提供体制を目指します。  具体的な取り組み (28^ -ジ)	1) 指定管理受託施設の収支のバランス対策を進めます。◎								
	①適切なサービスで安定運営出来るよう収支適正化を検討します。	介護	継続	←	→	←	→	←	→
	②入居(入所)判定を適切に管理し安定経営を目指します。	介護	継続	←	→	←	→	←	→
	2) 訪問介護サービス(ホームヘルパー)の提供における課題・問題に対応します。◎								
	①提供サービスを検討し、収支状況の改善を図ります。	介護	新規	←	→				
	3) ケアハウス入居者の介護支援の課題を検討します。								
	①適切な介護が受けられるように相談助言や支援を行います。	介護	新規	←	→				
	②入居者の介護状況に見合った環境への変更を支援します。	介護	新規	←	→				

### 重点目標 4

「地域住民から必要とされるトータル福祉が確保できる  
社協を目指し、組織・人材・財源の基盤づくり」

小地域福祉活動や福祉団体活動から在宅・施設介護サービスの提供まで、利用者から信用・信頼される人材育成を図り、社会福祉法人の継続性を担保した組織体制と財源基盤の安定強化を目指します。


※ ◎は重点事業として取り組みます。

推進 目標	実践計画			年次計画					
	具体的事業	財源 区分	実施 区分	31	2	3	4	5	
1. 安定した組織運営をするために、法人の機能強化を図ります。  具体的な取り組み (29^ -ジ)	1) 役員の研修機会の充実を図ります。◎								
	①理事、監事が研修機会(役員研修等)へ参加します。	自主	新規	←	→				
	②評議員へ情報提供等の研修機会を提供します。	自主	新規	←	→				
	2) 社協会員と会費制度の住民周知をします。								
	①社協広報紙PR体制から各町内会へ出向く説明をします。	会費	新規	←	→				
	3) 社協法人の組織体制を強化して、経営理念を策定します。								
	①社会福祉法人として経営理念や目標を策定します。	会費	新規	←	→				
	②責任ある社会福祉法人として管理体制を強化します。	自主	新規	←	→				
	4) 社協広報活動を見直し、情報提供を活性化します。								
	①社協だよりを年2回発行します。	自主	新規	←	→				
	②社協関係福祉団体や介護施設の広報活動と連動します。	団体	新規	←	→				
	③ICTを活用し随時、双方向の情報交換を行います。	自主	新規	←	→				

推進 目標	実践計画			年次計画				
	具体的事業	財源 区分	実施 区分	31	2	3	4	5
2. 適切な運営体制を維持するために、資質の高い人材育成を図ります。  具体的な取り組み (30A'-Z')	<b>1) 社協事務局職員体制の充実を図ります。</b>							
	①社協法人採用・定期異動・役職登用を計画的に実施します。	自主	新規	←	→			
	<b>2) 専門職の確保と資格取得を奨励します。</b>							
	①福祉・介護資格の取得を奨励します。	自主	継続	←	→			
	②修学資金貸付事業を実施し、専門職の育成・確保を行います。	自主	新規	←	→			
	<b>3) 職員等の待遇改善を図り意欲を高めま。</b>							
	①社協職員と契約職員等の待遇改善を図ります。	自主	新規	←	→			
	②60歳以上再雇用制度を継続します。	自主	継続	←	→			
	③希望ある社協職場づくりとして退職金加算制度を実施します。	基金	新規	←	→			
	3. 公共性の高い社会福祉法人が安定経営できる財源基盤づくりに努めます。  具体的な取り組み (30~31A'-Z')	<b>1) 天塩町社協の会費収入アップを図ります。◎</b>						
①特別会費(個人)のお願いを社協役員で広く協力依頼します。		会費	新規	←	→			
②賛助会費(団体)は社協取引先へ対し社協役員で対応します。		会費	新規	←	→			
<b>2) 天塩町社協の自主財源確保を検討します。◎</b>								
①収入財源を総点検して自主財源の可能性を検証します。		自主	新規	←	→			
②先駆的社協の調査資料を参考に自主財源捻出を検討します。		自主	継続	←	→			
<b>3) 町と補助金等について協議します。</b>								
①町予算作成時に、委託料について協議します。		町託	継続	←	→			
②町予算作成時に、社協運営費補助金について協議します。		町補	継続	←	→			
<b>4) 安定した法人経営のため、基金・積立金の適切な管理運営をします。</b>								
①寄付金を地域福祉振興策の社協基金として預金管理します。	基金	継続	←	→				
②社協介護事業所の経営安定の資金として預金管理します。	基金	継続	←	→				
4. 住民から信頼される社会福祉法人を目指して、計画性のある法人運営に努めます。  具体的な取り組み (31~32A'-Z')	<b>1) 新たな情報収集のために研修会・講演会等に積極的に参加します。◎</b>							
	①役職員の情報収集や意識啓発のため研修会に参加します。	自主	継続	←	→			
	②研修会で把握した情報を住民に反映する取り組みをします。	会費	新規	←	→			
	<b>2) 社会福祉事業の執行にあたり順法精神を基本とします。◎</b>							
	①人権尊重・個人情報保護・虐待防止法等を順守します。	自主	継続	←	→			
	②成年後見制度法人後見の担い手として諸準備をします。	会費	新規	←	→			
	<b>3) 地域福祉実践計画の進行管理を実施します。</b>							
	①実践計画の年度別進捗状況の進行管理(評価・検証)をします。	自主	継続	←	→			
	②評価委員会を設置し、実践計画の外部評価をいただきます。	自主	新規	←	→			
	③年度ごと評価で必要となった場合、計画変更を検討します。	自主	新規	←	→			
④次期(H36~)第3期天塩町地域福祉実践計画を策定します。	自主	継続				←	→	
<b>4) 町計画策定委員会へ福祉機関として委員を派遣します。</b>								
①町総合振興計画審議会や町防災計画審議会等に参加します。	町費	継続	←	→				
②町介護保険事業計画兼保健福祉事業計画等に参加します。	町費	継続	←	→				
③町地域包括支援センター運営協議会等に参加します。	町費	継続	←	→				

## 実践計画の具体的取り組み

### 1. 地域活動を通じて住民ニーズを把握し、その課題解決を図る仕組みづくり

実践計画の項目	実践計画の内容		
1. 住民の繋がりによる福祉活動の活性化を図り、更に関連する活動との融合を図ります。			
<b>1) 天塩町町内会連合会との連携強化を図ります。(重点事業)</b>			
<p>◎組織の現状⇒町内会連合会は39町内会で構成し、事務局は役場住民課内にあります。北海道町内会連合会に加盟して、道町連共済制度に加入、会員の活動中の事故補償制度を整備して、町内会活動を促進しています。</p> <p>◎主な活動⇒昨今は、少子高齢化に伴って、全道町内会連合会が推進する「1人の不幸も見逃さない運動」や「災害に強い町づくり」事業に取り組んでいます。</p> <p>◎町内会の規模⇒ここ数年で、人口の減少と同様小さくなり、活動に支障が出ている町内会もあります。</p> <p>◎今後の取組⇒少子高齢化によって、各町内会に高齢者が増加している状況から、孤独死や孤立死を未然に防ぐ「見守り・声かけネットワーク」の普及が急務になっています。</p>	天塩町の町内会戸数規模の変化		
	町内会戸数規模	町内会数 平成31年	町内会数 平成25年
	61戸以上	10	14
	60戸～41戸	7	3
	40戸～21戸	3	4
	20戸～11戸	11	9
	10戸以下	8	9
	合計	39	39
役場回覧配布先			
平成31年1月17日現在			
<b>2) 各町内会に福祉委員を配置して活動支援をします。(重点事業)</b>			
<p>◎配置の経過⇒平成23～24年度市町村社協活性化モデル事業の一環で、単位町内会と町社協の関係を強化する目的で配置しました。福祉委員は、町内会長から福祉委員候補者の推薦をいただき、社協会長が任期2年間で委嘱しています。</p> <p>※全町内会に配置完了（配置継続）</p> <p>◎ネットワーク⇒福祉委員と民生委員が協力し、更に、町内会協力を加えた「見守りチーム」で、きめ細かい見守りネットワーク活動を展開しています。また、「見守りチーム」で情報交換や共有に努めます。</p>			
			
		【福祉委員会会議】	
<b>3) 地域の見守り体制を強化する為の支援を行います。(重点事業)</b>			
<p>◎第1期実践計画での支援⇒平成23～24年度市町村社協活性化モデル事業の一環で、「お隣近所お互い様助成事業」を継続実施しました。1期の期間に活用したのは1団体と地域の見守り体制を強化するには至りませんでした。</p> <p>◎事業概要⇒今までの支援の在り方を見直し、小地域福祉活動を普及・促進し、地域での見守り体制を強化する目的で組織化の援助や金銭的な支援を含めた新しい助成の在り方を検討し、実施します。(助成額や援助方法などは計画期間中に検討します)</p> <p>◎事業の方向性⇒組織化自体に目的を持たせるのではなく、組織化した中での活動に対し、助成が出来るよう、また、各町内会が使いやすい助成制度を検討します。</p>			

#### 4) 天塩町ふれあい大運動会を参加者主体で開催します。

◎開催の経過⇒平成 23 年度から町老人クラブ連合会と町身障者福祉協会と町社協の三者で共催しました。近年、参加者が減少傾向にあります。

◎実施内容⇒天塩町を 3 チームに分けて、地区別対抗戦形式、リレー・玉入れ・パン食い競争などの他、障がいや体力の違いに配慮した種目を用意し楽しんでいただいています。バーベキューハウスで昼食をとりながら、さらに懇親を深めます。

◎ボラの参加⇒日赤奉仕団・母子寡婦会・ボランティア連協・介護ボランティアが、高齢者や障がい者と一緒に楽しんで、ボラ活動を提供しています。

◎今後の課題⇒老人クラブや身障福祉協会員が減少する中、様々な方が参加できるような周知が出来る取組みと、ボランティア活躍の場として、参加者全員が達成感を得られる事業企画を支援しています。



【天塩町ふれあい大運動会】

#### 5) 地域福祉活動の理解が深まるように研修会を開催します。

◎町内会の現状⇒町内会の高齢化に伴い、町内会活動に福祉・介護問題が多くなりましたが、その取組みが少し難しい状況にあります。(課題→福祉・介護の知識や技術を得る機会が少ない。)

◎研修狙い⇒単位町内会や福祉団体が、自発的に企画・実践できる組織・体制づくりを支援します。

◎研修対策⇒町社協では、「権利擁護に関する研修」「福祉委員研修会」「福祉・介護・ボランティアに関する研修」等の研修事業を、地域福祉活動を活性化する視点から開催します。

#### 6) 健康づくり事業や世代間交流事業へ参加します。

◎健康意識⇒長年にわたる「健康づくり」指導の取り組みによって、住民の食生活や疾病予防の関心が高まっています。誰もが、住み慣れた地域で、健康で長生きができるよう応援します。

◎世代間交流⇒核家族化が進んでいますが、社会を構成する世代間の相互理解は、国の仕組みとしても大切です。特に、交流機会の少ない老若男女の世代間交流は、双方に得るものが多いことから、多様な交流機会を通じて、相互理解と地域の絆づくりを推進します。

2. 多様な福祉ネットワーク化を推進し、地域力を高めます。

#### 1) 天塩町民生児童委員協議会との連携強化を図ります。(重点事業)

◎民協組織⇒民生委員児童委員 18 名と主任児童委員 2 名の 20 名で構成され、事務局は役場福祉課福祉係に置かれています。(市町村社協に、事務局を置く市町村民協もあります。)

◎区域問題⇒農村地域の人口減少が顕著で、民生委員児童委員の担当区域が 2~3 の町内会に及び広域化により、民生委員児童委員の訪問活動の支障になっています。

◎少子高齢化⇒独り住まい高齢者や高齢者夫婦世帯が増加し、福祉や介護問題が散見して、民生委員児童委員の役割は、ますます複雑・多様化し、多忙になっています。

◎福祉委員の配置⇒社協では、小地域福祉活動を推進する目的で、福祉委員を配置しています。民生委員と緊密な連携によって、町内会の「声かけ・見守りネットワーク」を推進しています。



## 2) 福祉委員連絡協議会との連携強化を図ります。(重点事業)

◎経過と役割⇒平成 23～24 年度市町村社協活性化モデル事業として、39 町内会に 40 名の福祉委員を委嘱しました。その後も、任期ごとに委嘱され、町内会の福祉課題を町内会役員や民生委員と協力・連携して、改善や解決を図る活動をお願いしています。

◎今後の取組⇒福祉委員は、町内会 1 名を委嘱していますが、所属町内会の中で協力してくれる「人」や「部」のとの連携が重要となります。(例えば、福祉部・女性部などと協力関係を構築する。)

◎連協の取組⇒天塩町社協福祉委員連絡協議会は、小地域福祉活動(町内会活動)の推進を目的に組織されました。町内会連合会・町内会・民協・社協と連携を緊密にします。

## 3) 町内会見守り・声かけネットワークを推進します。(重点事業)

◎取組状況⇒39 町内会には、既にネットワークが組織された町内会があります。また、ネットワーク立ち上げ中のところもあります。町内会役員や福祉委員などへ対し、組織化の支援をします。

◎ネットワーク数⇒天塩町内の「見守り声かけネットワーク」数は、世帯数減や高齢化を考慮しながら、町内会規模や地区・地域ごと(複数町内会連携)に設置することが望まれます。

◎対象者不在の町内会⇒見守り・声かけ対象者が不在の町内会は、福祉委員や民生委員・町内会役員による「見守りチーム」を立ち上げて、定期的に情報交換を行うことを支援します。

◎緊急時医療情報キット配布⇒見守り対象世帯へ対し、冷蔵庫内に保管する「緊急時医療情報キット」を配布継続します。具体的な対応は、町内会役員・民生委員・福祉委員・役場保健師・社協等で、それぞれの立場が有効活用できる方法を協議して対処します。

## 4) 各機関の推進する高齢者等ネットワークに参加します。

◎既存ネット⇒「高齢者 SOS ネットワーク」等の見守りネットワークや行政や福祉機関が集まる「地域ケア会議」などがあります。引続き参加・協力をします。

◎関係団体協力⇒他機関・団体が推進している活動とも連携をしながら、多様な見守り体制の充実を図るため様々な活動に参加します。

## 5) 防災・防犯・防火・交通安全の生活安全の意識啓発をします。

◎町防災計画⇒町防災計画の中に、天塩町社協が果たす役割が示されていません。しかしながら、天塩町社協が、公的な役割を果たしている現状を踏まえて、協力できる内容を協議します。

◎各種の備え⇒(イ)防災ネットワーク(自主防災組織)や避難訓練等の参加奨励をします。(ロ)防犯協会や警察署が推進する防犯運動の取組みに参加します。(ハ)警察署や役場が推進する交通安全運動に、積極的に参加します。

◎社協取組み⇒天塩町社協は、各老人クラブや身障団体や各種サロンの事務局や指導を通じて、高齢者・障がい者の日常生活における様々な生活安全について、意識啓発を図ります。

## 6) 多様なネットワークづくりによる支え合いを推進します。

◎情報処理⇒多様な情報提供に対し、社協で整理・分析を行い、その中からニーズを吸い上げて情報処理します。ケースによっては、多様な情報収集の中から問題解決へ繋がります。

◎地域の生活課題⇒歩行が困難な高齢者や障がい者の日常生活で、商店までの買物や役場や金融機関への手続きに困っている人が多くなっています。対応策や対策が急がれます。

◎課題解決策⇒各商店の配達も必要ですが、外出の機会の確保や商店での関わりなど直接買い物に出かける事は、多くのメリットを持っているので、買い物のための外出の支援等も検討します。

## 7) 地区やブロック福祉懇談会によるニーズ把握を推進します。

◎会員の声を聞く⇒社協が目指すのは、住民ニーズや意見・問題等に耳を傾ける場を設け、その中で意見交換を深めて、課題や問題を浮き彫りにして解決策を探るところにあります。

◎住民参集を活用⇒地域住民が参集する場所に社協が参加して、日常的な懇談の中から意見・要望の把握に努めます。

◎解決力の向上⇒様々な問題・課題が提起される中で、どのように解決策・改善策・保留等の回答をするか、社協役職員の情報量や判断力が重要になります。(資質向上やスキルアップが重要)

## 3. 住民の声やニーズを把握し、課題・問題を共有する場をつくります。

### 1) 天塩町地域福祉大会を開催して、地域福祉を考えます。(重点事業)

◎大会の概要⇒平成18年度から、毎年12月初旬に、天塩町内の団体・個人が社会福祉を考えたり、見直したりするために、天塩町地域福祉大会を開催しています。社協表彰式・意見交換・講演会・講義・実情発表・歳末たすけあい募金等、多彩なメニューで福祉を考える1日となります。

◎大会の評価⇒住民が福祉の情報を得る機会、また、社協が住民ニーズを把握する機会として着実に定着してきました。

◎今後の取り組み⇒天塩町における住民参加による「住み良い町づくり」「安心・安全な町づくり」の推進のために、社会福祉協議会がリーダーシップを発揮して、地域福祉活動の推進を図ります。



【地域福祉大会表彰式】

### 2) 地域ケア会議や相談支援機関からの情報提供を整理して活用します。(重点事業)

◎地域ケア会議⇒介護保険制度のサービス調整システム、毎月2回開催、各事業所担当者から多様な福祉・介護情報が集まります。

◎情報の活用⇒社協では、福祉・介護サービスを提供する立場から、情報の適切な管理と運用を図って、サービスの向上を図ります。

### 3) 福祉総合相談所を開設し、個別相談支援を図ります。

◎相談所開設⇒社協には、福祉活動専門員の配置が義務付けられています。これは福祉相談所を開設するためです。なお、福祉活動専門員配置に伴う人件費は、町補助金で賄われています。

◎社協の現状⇒社協では、福祉・介護サービスを広く提供していますので、福祉専門職も多くなっていますが、少し経験を積んで、さらに専門的な相談援助を目指します。

◎権利擁護の相談支援⇒近年天塩町でも、認知症高齢者、知的や精神障害などにより判断能力が不十分な人への法律面や生活面の支援の需要が急速に増えていますので、体制を確保し支援を行います。

◎相談援助体制⇒高度な相談援助が受託可能となるよう、職員の資質向上と体制づくりをします。

### 4) 職員が地域に出かけて住民と懇談を深めます。

◎出前活動⇒社協は、受け身の取り組みをして来ましたが、小地域福祉活動を積極的に展開するには、町内会(小地域活動)の中へ入る取り組みが、重要と考えています。

◎フレンドリー対応⇒地域住民から選出される社協役員が、地域行事に積極的に参加して、住民とのコミュニケーションを深めて、情報共有や共通認識を深める機会とします。

<p><b>5) 福祉・奉仕活動を目的とした団体との連携を深め支援します。</b></p> <p>◎対象団体⇒社協との関係性が薄い、社会教育関係団体や奉仕団等が該当します。</p> <p>◎連携理由⇒福祉目的や奉仕活動で、社会福祉協議会との共通理念・目的が一致する場合、当該団体のニーズを把握して、協力関係を深めて支援します。</p> <p>◎適切な支援⇒当該団体への支援は、団体の自立を助長するよう配慮します。</p>
<p><b>4. 住民の課題や問題を解決する仕組みを地域で考えます。</b></p>
<p><b>1) 町民の包括的権利擁護システムを構築します。(重点事業)</b></p> <p>◎包括的権利擁護⇒日常生活自立支援事業を道社協から業務委託され、在宅の対象の方に支援しております。もう一つの権利擁護システムである「成年後見制度」は、現在、天塩町ではシステムが無く、支援出来ていませんが、必要な方は増えて来ており、早急にシステム化する必要があります。</p> <p>◎町社協の考え⇒独居や様々な理由により、日常の金銭管理に困る住民が増加しており、成年後見や日常生活自立支援も重要になっています。行政ともに、実際の支援の体制を構築する必要が共通認識として確立しています。</p> <p>◎具体的取組⇒日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知を行うと同時に、権利擁護を専門とするシステム構築を完成させます。(権利擁護センターの設置)</p>
<p><b>2) 町内相談支援機関や担当者が連携して解決策を支援します。</b></p> <p>◎現状と課題⇒天塩町内には、複数の相談窓口がありますが課題としては、それぞれ人手不足や専門職不足から、利用者が望む相談支援の解決には至っていません。</p> <p>◎レアケースへの対応⇒コミュニケーション障害など、なかなか地域での受け入れが難しいケースに対し、担当者一人では解決困難なケースは福祉担当者だけではなく専門性の垣根を超えたチームでの対応を行えるように相談支援体制づくりが望まれます。これには、日頃からの連携が必要になります。</p> <p>◎望まれる体制⇒小規模自治体では、ワン・ストップ・サービスは難しいところがありますが、相談窓口で調整を行い、利用者本位で、ほかの事業所と連携し、相談受付から適切な事業へ繋ぐなど、ワンストップ化できるように努力をします。</p>
<p><b>3) 生活困窮者等へ各種支援をします。</b></p> <p>◎社協福祉資金⇒生活福祉資金の利用者には、貸付条件を審査して対応しています。また、道社協の貸付制度の申請手続きをサポートしています。しかし、一部利用者の滞納が問題になっています。</p> <p>◎生保受給者支援⇒生活保護受給者の急増が問題になっています。天塩町社協では、福祉事務出張所と協力して、生保受給者や受給停止後の方を含め、継続的に社会参加の可能になるように機会づくりを支援します。</p> <p>◎孤立無援の方への支援⇒様々な理由により、人生の最後がおひとりとなった場合でも、町と協力し尊厳を大切にした対応をします。</p>

## 2. 多様な住民・福祉活動を積極的に促進して、

### 住民がともに支え合う地域福祉の仕組みづくり

実践計画の項目	実践計画の内容					
1. 住民が主体となった自発的な活動を積極的に支援します。	1) 自発的に町内会活動が実施されるよう支援します。(重点事業)					
	<p>◎町内会の現状⇒町内会活動は、各町内会のリーダー的な方が中心になって、伝統的に活動・行事が展開されていますが、世帯数が激減した町内会では活動に支障が出ています。</p> <p>◎新たな取組⇒町内会の高齢化や過疎化は、町内会活動を停滞させています。しかし、高齢者の安否確認や見守りは、大変重要な取組みであります。天塩町社協では、各町内会の実情に沿った、町内会における福祉活動を提案し、また、必要な情報提供や改善策について支援します。</p>					
	2) 福祉関係団体の自立した活動を支援します。(重点事業)					
	<p>◎現状課題⇒天塩町社協は、各種福祉団体事務局を担当しています。全般的に会員減少や高齢化等の理由で、各団体活動が停滞傾向にあります。</p> <p>◎今後取組⇒各団体の課題を把握し、その解決方法を工夫して、自発的な活動展開を目指します。たとえば、会員が高齢化したら高齢者向き事業に転換し、無理な活動は避けるのも大切な方法です。</p> <p>①天塩町身体障がい者福祉協会(事務局は社協、会員数19名、会員の高齢化、会員増強)</p> <p>②天塩町母子寡婦会(事務局は社協、会員数11名、寡婦が多い現状で母子会員の増強)</p> <p>③天塩町遺族会(事務局は社協、会員数30名、会員世代交代や賛助会員の勧誘)</p>					
	3) 町老人福祉センター活動を支援します。					
	<p>◎指定管理受託⇒H28～32年度まで、5年間の指定管理受託を適切に管理運営します。</p> <p>◎施設利用支援⇒当該施設に相談員を配置して、高齢者や障がい者のクラブ活動やサークル活動を奨励・援助します。(支援内容⇒会員募集・書類作成・行事運営・その他各種の相談など)</p> <p>①天塩町老人クラブ連合会(事務局は社協、会員数133名)最近は、会員が微増傾向です。</p> <p>②単位老人クラブ3団体[長寿会・喜寿会・八丁目シニア]事務局指導。</p> <p>③老人クラブカラオケ愛好会(事務局を後方支援、会員数19名)書類作成などを支援。</p> <p>◎活動の支援⇒高齢者の趣味や特技を同じくする人達をサロン化し、サロン活動を継続して、次に「サークル活動」に進化を導き出す指導に努めます。(参加者の自立を促す指導を目指します。)</p> <p>◎作業室利用⇒作業室は、社会教育団体に登録している「陶芸サークル」が専ら利用しています。</p>					
	平成29年度天塩町老人福祉センター利用状況					
	区分	利用件数	男性利用者	女性利用者	利用者合計	主な利用内容
	集会室	93	513	944	1457	各種サロン、老人クラブ、身障者協会ほか
	作業室	168	33	575	608	陶芸サークル
	旧管理人室	96	594	200	794	健康麻雀サロン、サークル、各種会議
	合計	358	1140	1719	2859	



#### 4) 社協備品及び資材の貸出しによる団体支援をします。

◎備品の利用⇒赤い羽根募金行事用テント10張を無料で貸し出しています。観光イベントや行事に利用されています。しかし、テントや骨組の損耗が激しく、修繕が必要となって来ています。

◎町民の理解⇒貸出し備品に「天塩町社協」の名入れが住民PRの効果として考えられます。毎年、愛情銀行や共同募金などに寄付、募金が寄せられています。

◎新たな支援策⇒社協では、福祉関係団体の自立支援を図るため、寄付金を利用して備品類を揃えて、福祉団体事務局支援を検討しています。さらに団体の意向を確かめて対応します。

2. 住民の身近なところで、参加しやすい企画によって、継続した参加を促します。

#### 1) 既設サロンの継続開設をします。(町受託事業)

◎サロン概要⇒既設サロンは、月各1回開催の「いきいきサロン」(天塩地区と雄信内地区)と「おでかけサロン」(天塩地区)があります。てしお温泉夕映を会場にした「しゃっきりサロン」、町内会へ「出前サロン」を開設しています。

◎合理的な相談⇒サロンに集まる高齢者の健康相談を、役場保健師が合理的に実施しています。

◎楽しむ内容⇒開設から長い月日が流れ、内容がマンネリ化する傾向にあります。担当者とサロンボランティアの創意工夫によって、参加者が楽しむ内容で運営を図ります。



【いきいきサロン】

#### 2) 住民・福祉団体主催サロンの開設を支援します。

◎障がいと高齢化⇒身障者福祉協会は、会員の高齢化と、それぞれの障がい加わり、社会参加の機会が減少しています。昨年度から、年間3回身障者サロンを開設して介護予防に取り組んでいます。特に、障がい者団体には、それぞれの障がいも加わり、送迎支援が必要不可欠になっています。

◎町内会サロン⇒単位町内会から、出前サロン開設の要望があります。社協では、ゲーム指導者や音楽療法士の派遣、役場保健師に健康相談を依頼して、開設を支援しています。

◎今後の支援⇒町内会や各種団体へ、手軽にサロン事業が取り入れるようPRします。

#### 3) 高齢者の組織化や各種サロンを奨励します。


◎施設サロン⇒老人福祉センターの部屋や道具・機器を利用して、老人クラブカラオケや健康麻雀サロンがあります。健康麻雀サロンは、町民を対象にした「健康麻雀大会」を開催しています。

◎サロンから老人クラブ⇒町内会の高齢化が顕著になっています。隣近所(町内会)の仲間で「出前サロン」を開催して、その後数回の開催を経て、軌道に乗ったら老人クラブへ移行を目指します。

◎今後の取組⇒趣味の愛好者に、サロン開設を呼び掛け、段階的にサークル化に発展させて、声かけネットワークの推進を図ります。



【健康麻雀大会】

3. 住民がともに支え合う「共助」の精神を推進します。	
1) 多様なボランティア場面への参加を促進します。(重点事業)	
<p>◎ボラ連協⇒町ボランティア連絡協議会は、個人ボラと団体ボラ登録者によって組織されています。主な活動は、総会・ボラ研修会・ボラ研究協議会、また、管内・全道組織からボラ活動のノウハウを学習中です。現在、天塩高校ボランティアクラブが活発な活動を展開しています。</p> <p>◎ボラの実態⇒「隣の玄関前除雪」＝「ささやかなボラ活動」から、女性団体や日赤奉仕団が提供する様々なボラ活動の実態は、社協では把握ができません。今後、詳細な実態把握に努力します。</p> <p>◎今後対応策⇒この町のボラ活動の実態把握、その仕組み(流れ)を理解することが大切です。多様なボラニーズとボラ提供者の間を「つなぐ」役割が、最も重要な仕事であり、人材養成をします。</p>	
2) 天塩町のボランティア振興策を検討します。(重点事業)	
<p>◎ボラ調整機関⇒天塩町内には、ボランティア活動を実践している団体・個人が、ボラ専門職へ相談や協議する正式な機関・センターがありません。</p> <p>◎有償ボランティア⇒無償のボランティアだけでなく、低額の料金で、支え合える体制づくりを検討します。その為には、ボランティアをマッチングする組織体制の整備が必要となる為、今後、ボランティアセンターづくりを進めます。</p> <p>◎震災後の評価⇒東日本大震災後、社協ボランティア活動が大きく見直されました。災害時におけるボランティアコーディネーターの技術は特殊性があるため、職員の養成を図ります。</p> <p>◎子育て支援⇒少子化が顕著になって、子育て環境が不十分になっています。今後、子育て支援が必要との意見を踏まえて、子育て応援ボランティアの発掘・養成の取組みをします。</p>	
3) ボランティアの町づくり事業を推進します。	
<p>◎ボラ町の現状⇒「ボランティアの町づくり事業」は、天塩町と町社協が事業費を折半しています。内容は、ボランティア募集・登録、全道や管内のボラ交流会や研修会、各サロンへボランティアの派遣、小型ショベル除雪等の各事業を10年以上継続しています。</p> <p>◎現状の課題⇒多くの方が、ボランティア登録しています。しかし、ボラ活動の機会が提供されていません。これは、「ボラの提供者」と「ボラを受ける者」との間のギャップが原因です。</p> <p>◎今後の対応⇒全道各地で、様々なボランティア活動が提供されています。天塩町のボランティア課題を、先新地社協ではどのように取組んでいるのか、研修会・交流会で学習します。</p>	
4) 町内の福祉教育や福祉体験の機会を拡充します。	
<p>◎現状⇒天塩小学校・啓徳小と天塩中学校の各学校では、主体的に「共助」や福祉教育や福祉体験に取り組まれています。慰問やボランティア体験などの活動を通じて福祉と触れ合う機会としています。</p> <p>◎自主的な活動⇒天塩高等学校では、「共助」の体験や福祉教育や福祉体験を積極的に取り入れて、高等学校教育を推進しています。社協では引き続き活動を支援します。</p>	
<p style="text-align: right;">【天塩中学校生徒による 除雪ボランティア】</p>	

#### 5) 虚礼廃止と生活改善の推進を図ります。

◎葬儀寄付⇒30年以上前から町内ぐるみで、生活改善や虚礼廃止運動が展開されています。その流れで、葬儀の会葬礼状や供花紙の利用があります。現在、「葬儀お礼」「供花紙お礼」として、ご遺族から天塩町社協へ寄付金や供花紙使用料が寄せられています。

◎社協寄付金⇒社協活動が住民に理解され、多くの寄付金が寄せられています。寄付金の趣旨に基づき、地域の社会福祉へ還元できるよう、誠実に透明性を高めて対応します。

#### 4. 共同募金運動の趣旨を理解して、温かい町づくりを推進します。

##### 1) 共同募金運動をきめ細やかに推進します。(重点事業)

◎募金方法⇒共同募金委員会では「赤い羽根共同募金」「歳末たすけあい運動募金」を、世帯募金として町内会に依頼しています。全町内会に御協力をいただいています。◎多様な募金活動⇒街頭募金活動は、毎年、天塩高校生が協力してくれます。また、協賛事業はパークゴルフ愛好会に毎年協力をいただいています。さらに法人募金・学校募金・職域募金・寄付金・篤志家寄付金など、多くの方々から善意の募金が寄せられています。



【天塩高校生徒による募金活動】

##### 2) 赤い羽根共同募金の趣旨に基づき助成します。(重点事業)

◎赤い羽根助成⇒赤い羽根募金の助成は、天塩町共同募金委員会・審査委員会で十分に審議されて、次の高齢者・青少年団体・障がい者団体・地域福祉活動等に助成しています。

◎助成団体・事業⇒○天塩町老人クラブ連合会 ○天塩町身障者福祉協会 ○天塩町母子寡婦会  
○天塩小学校ことばの教室親の会 ○北部3町つくしんぼ教室親の会  
○天塩町子ども会育成部連絡協議会 ○福祉活動協力校支援(天塩小・天塩中・天塩高)  
○天塩町ボランティア連絡協議会 ○天塩町社協だより発行

##### 3) 共同募金委員会の組織体制づくりを図ります。

◎組織概要⇒北海道共同募金会の下部組織として、天塩町共同募金委員会が組織されています。天塩町共募委員は、天塩町社協の理事・監事・評議員が兼務しています。

◎募金還元⇒天塩町では、赤い羽根募金約100万円と歳末助け合い募金約100万円が、寄せられます。赤い羽根募金の約3割が、全道配分(道内の福祉・障害事業所など)されます。残り7割は天塩町内に配分されます。また、歳末たすけあい募金は、全額天塩町に還元されます。

##### 4) 歳末たすけあい募金の趣旨に基づき配分します。

◎歳末配分⇒歳末たすけあい募金配分は、天塩町共同募金委員会・審査委員会により、民生委員・役場福祉課・社協役員が加わった配分委員会で実施しています。町民から寄せられた浄財の趣旨に基づいて「要援護世帯配分金」「おせち料理プレゼント」「住民への還元事業」に配分しています。加えて、将来の天塩町を支える子供たちのために天塩小学校、啓徳小学校の新入学児童へ「入学祝い品」を贈呈しています。また、「地域福祉大会」を開催し、町民が集まり、天塩町の福祉を考える活動を支援しています。

◎今後の対応⇒歳末たすけあい募金配分については、住民の様々な意見を取り入れて、適切な配分方法となるよう万全を期して対応します。



### 3. 住民が安心して暮らし続けるための

#### 介護・福祉サービスの提供体制の仕組みづくり

実践計画の項目	実践計画の内容
1. 地域に必要な福祉サービスの提供体制を確保します。	
1) 介護保険制度以外の地域福祉サービスを提供します。(重点事業)	
<p>◎現状と対応⇒天塩町から介護保険制度を補完する福祉・介護サービス事業として、社協が受託実施しています。常に、利用者視点で適切なサービス提供に努めます。</p> <p>①生活管理指導員派遣事業（安心ヘルパー派遣）            ②外出支援サービス（高齢者・障がい者・町外移動）            ③軽度生活援助サービス            ④食の自立支援サービス            ⑤生活管理短期宿泊事業</p> <p>年度によって利用者数に大きな変動はありますが、外出支援サービスや食の自立支援サービスは特に需要が大きいです。</p>	 <p>【外出支援車】</p>  <p>【配食の弁当の一例】</p>
2) 介護予防事業の周辺支援を行います。	
<p>◎現状と実績⇒天塩町から介護予防事業として、社協が受託しています。常に、地域住民ニーズに基づいて、介護予防効果が高まるよう開設します。</p> <p>①いきいきサロン            ②おでかけサロン            ③出前サロン            ④しゃっきりサロン            ⑤健康麻雀サロン            ⑥高齢者見守り事業            ⑦チャレンジ教室送迎支援</p> <p>◎今後の対応⇒各種サロン内容が、マンネリ化しないように創意工夫します。また、各サロン仲間同志が声を掛け合う「声かけネットワーク」機能を果たすよう指導します。</p> <p>◎サロンでは音楽療法を活用し、認知機能の維持、生活の活性化を図る支援を行います。</p> <p>◎認知症の対応⇒現在の社協体制では、地域全体に向けた認知症対応の専門職を確保することが難しいため、一般的なサロン開設の中で、地域の一員(軽度な認知症者)として、支える取組みを継続します。また、軽度な認知症者には、在宅へ訪問して「見守り支援」サービスを提供します。</p>	 <p>【いきいきサロン】</p>

### 3) 冬季間における生活弱者をサポートします。

◎事業概要⇒積雪寒冷地で自立した生活を維持するためには、除雪サービスは必要不可欠です。「天塩町福祉除排雪サービス事業」として、町補助金を受けて、天塩町社協が「天塩町高齢者事業団」へ除排雪サービス業務を委託しています。



【天塩町福祉除排雪サービス】

◎利用の流れ⇒この事業は、民生委員協議会が利用者へPRと説明・利用申請を社協で受付し、除雪作業を担当する高齢者事業団が利用者宅の現場を確認して、降雪後に除雪サービスが提供されます。

◎利用料の支払い⇒4月にまとめて、請求する形となっておりますが、町の補助金での運営のため、利用者には低額の負担をお願いしており、負担にならないように配慮がされています。

### 4) 元気な高齢者の生きがいづくりを支援します。

◎元気高齢者⇒高齢化が上昇していますが「生涯現役」という、高い技術と経験を持つ元気な高齢者が生活しています。金銭ではなく仕事をして喜んでもらう。また、感謝をされたいなど、人のためになる満足感「生きがい」「やりがい」の人もいます。これらを踏まえて、多様な支援をします。

◎就労支援⇒社協では、様々な高齢者へ対し、生きがい対策や趣味やボランティア活動を支援しています。さらに、就労支援として、天塩町高齢者事業団活動を通じてサポートします。

## 2. 要介護者に必要な介護サービスの提供体制を確保します。

### 1) 特別養護老人ホーム恵愛荘の指定管理受託を適正に実施します。(重点事業)

◎設備と安全⇒特養施設は老朽化が見られますが、長寿命化の補修によって、安全に利用出来ています。また、入所者の安全性を高めるため、廊下のカメラ設備は、入所者の予想外の行動把握が可能となり事故等の対策検討にも力を発揮し、介護現場の強い味方になっています。



【恵愛荘内でのスナップ写真】

◎介護の質向上⇒質の高い介護サービスを目指して、各種委員会を立ち上げて介護現場で議論を深め、介護サービスを実践しています。反省・評価・実践を繰り返し、より良いサービスを追求しています。

◎地域に解放された施設⇒慰問団体や家族会、福祉・介護ボランティアの受け入れ、地域住民に開かれた施設運営を目指しています。

◎災害時対応⇒介護施設における災害時対応は、災害種類・季節・時間等によって、大変難しい避難対応が求められます。町防災計画と連携を図って、総合的に検討します。

◎環境美化⇒施設利用者の快適な生活を追求するために、当該施設周辺の環境美化が重要になります。地域住民の参加と協力を得ながら、花壇や家庭菜園の維持管理に努めます。

◎看取り介護の取組み⇒本人や家族の希望に合わせ、施設での看取りを行えるように体制の整備を行っています。

◎社会福祉法人等による利用料減免⇒天塩社協と地方公共団体が利用料の一部を負担し、金銭的負担を軽減し利用者の福祉の増進に寄与しています。

## 2) 短期入所生活介護（ショートステイ）の指定管理受託を適正に実施します。（重点事業）

◎基本情報⇒ショートステイは10床あります。在宅介護サービスとして利用されています。最近、長期利用者が増加傾向にあります。

◎利用者視点⇒特養施設と一体的に運営しているため、基本的な介護サービスは施設と同様です。ただ、利用者の多くは、短期間の利用が多く、施設生活に慣れない方も多いため、個室提供などのより細やかな配慮をした介護サービスを提供しています。

◎町単独サービス⇒ショートステイ空床を利用して、町単独サービス「生活管理短期宿泊事業」を提供しています。これは介護保険以外の利用者でも、緊急的に利用できるショートステイ機能です。

◎社会福祉法人等による利用料減免⇒天塩社協と地方公共団体が利用料の一部を負担し、金銭的負担を軽減し利用者の福祉の増進に寄与しています。

## 3) デイサービスセンターの指定管理受託を適正に実施します。（重点事業）

◎施設課題⇒デイサービスセンター施設は、介護保険制度以前に建設されたため、休憩室など老朽化が著しい状態にあります。要介護度の高い利用者にも安全に利用していただくために、特養の設備を共用する等により幅広い利用者の希望に添えるよう、工夫した運営を行っています。

◎介護サービス⇒デイサービスで一日楽しく過ごすには、安全に配慮した介護サービスプランが、重要になります。利用者の個別ニーズを把握して、職員の創意工夫の中で対応します。

◎送迎課題⇒デイサービス営業区域が広域のため、送迎に長時間を要します。また、送迎車両台数や同乗する運転・介護スタッフも必要になり、コストが割高になっています。

◎社会福祉法人等による利用料減免⇒天塩社協と地方公共団体が利用料の一部を負担し、金銭的負担を軽減し利用者の福祉の増進に寄与しています。

## 4) ケアハウス「かがやき」の指定管理受託を適正に実施します。（重点事業）

◎基本情報⇒天塩町が設置するケアハウスは、定員一人部屋9室、夫婦部屋3室の合計15人です。入居者は、原則、60歳以上の自立した生活が可能な方が対象者になります。

◎入居者状況⇒高齢化の進行に伴って、入居者の高齢化と要介護状態の利用者が増加しています。

◎施設の介護力⇒法制度では、ケアハウス介護力は低く設定されています。現在、入居者の大半が在宅介護（サービス・ホームヘルパー・デイサービス）を利用して、日常生活を継続しています。

◎今後対応⇒介護が必要になったケアハウス利用者には、能力に応じた施設の紹介や他施設への住み替えの手続き支援を行っていきます。

## 5) 訪問介護事業所（ホームヘルプ）の運営管理（社協直営）を適正に実施します。（重点事業）

◎基本情報⇒社協訪問介護事業所は、1年間362日間稼働しています。（休みは、年末年始3日間）

◎経営状況⇒国の介護報酬は変わりなく、経営は非常に厳しい状況が続いております。また、利用者の増減が激しく、経営悪化に追い打ちをかけています。

◎今後の見通し⇒国では生活援助を介護保険から除外する案も検討されおり、身体介護中心の支援に移行する必要があると見られます。安定した事業所経営のため収支状況の改善を行い、必要があれば、営業時間の見直しや人員の配置の見直しを検討します。（赤字での経営は継続できません。）

◎社会福祉法人等による利用料減免⇒天塩社協と地方公共団体が利用料の一部を負担し、金銭的負担を軽減し利用者の福祉の増進に寄与しています。

<p><b>6) 居宅介護支援事業所(ケアプラン)の運営管理(社協直営)を適正に実施します。(重点事業)</b></p> <p>◎居宅介護の方針⇒社協が居宅介護支援事業所を開設する目的は①介護・福祉サービスを一元的に提供する公的法人の責務。②介護・福祉の専門職の連携が図れる職場である。③介護・福祉の専門職を養成・確保する必要性がある。④社協は、町民本位のサービス提供を目指している。以上の4点から、「より良い介護・福祉サービスの提供を目指し」居宅介護支援事業所を開設しています。</p> <p>◎ケアマネ確保⇒現在、最小限の介護支援専門員で運営しているため、体制強化を目指します。</p>
<p><b>3. 利用者本位で質の高いサービス提供体制を目指します。</b></p>
<p><b>1) 福祉・介護サービスの円滑な提供と質の向上を図ります。(重点事業)</b></p> <p>◎行政と連携⇒天塩町社協と天塩町役場福祉課とは、天塩町における地域福祉活動や福祉・介護の問題や課題を共通認識することが、強く求められています。「介護サービス連携会議」定期的に行われ、密接に連携を図っています。</p> <p>◎共通認識⇒社協と行政は、天塩町における福祉や介護の現状認識や共通理解において、常に、共有することが望まれます。双方の必要性に応じて、情報交換や勉強会を随時開催します。</p> <p>◎社協内の共通認識⇒社協内にも、多様な分野で専門的な部門が増えるに従い、横断的な視点や判断を損なう危険性がありますので、社協の基本的な考え方、本来どうあるべきか統一した共通認識を図るため、定期的な会議を開催します。</p>
<p><b>2) 町内の各種会議や判定委員会へ専門職員を派遣します。</b></p> <p>◎福祉代表⇒天塩町を代表する社会福祉法人として、行政からの委員要請に対し、町づくりの視点から、社協役員及び職員を派遣します。</p> <p>◎専門職派遣⇒町社協は、地域福祉活動・在宅介護サービス・施設介護サービス事業所など福祉や介護に精通した職員を雇用していますので、求められた委員会や審議会に職員を派遣します。</p> <p>◎制度の理解⇒介護保険制度の介護認定審査会などで、常に利用者の視点で、制度狙いや影響を理解し適切な提言します。</p>
<p><b>3) 指定管理受託施設の利用者の安全を確保する体制づくりをします。</b></p> <p>◎災害時対応⇒介護施設や老人福祉施設を管理運営する立場から、地震・津波・火災等における災害時対応訓練を、入所者・職員一体となった取組みが必要になっています。</p> <p>◎介護の安全⇒入所(居)者の安全な日常生活を維持するには、常に、介護現場における「ヒヤリハット」を感じられるように危機感を持って対処することが必要です。</p> <p>◎地域協力⇒災害時に、入所(居)者避難を職員だけで実施するには、人手が足りません。常日頃から地域住民(町内会やボランティア)との協力関係を密にする取組みが重要になります。</p>
<p><b>4) 福祉・介護等職員の資質向上を図ります。</b></p> <p>◎資格の概要⇒社協の直営事業・受託事業・指定管理者事業を含めて、全ての業務において、福祉系・介護系・医療系の専門職が担当部署に従事しています。また、それぞれの部署には、大型運転免許証・防火管理者・危険物取扱者・建設機械従事者・車輛整備管理者等の資格者が必要になります。さらに社協では、より良い福祉・介護サービスを追求するため、有資格者には高いスキルアップを図り、職場全体の資質向上を目指して取組みをしています。</p>



#### 4. 厳しい経営環境で安定した福祉・介護サービスの提供体制を目指します。

##### 1) 指定管理受託施設の収支バランス対策をすすめます。(重点事業)

◎指定管理経過⇒特養・デイサービス・ケアハウスの指定管理は、無駄をカットし収支バランスを維持出来ており、また、燃料費の高騰も無く、概ね良好な経営状況となっている。但し、国の介護保険会計は厳しさを増しており、国内外の情勢も安定しておらず、コスト増のリスクは常に存在しています。

◎支出の見直し⇒指定管理受託事業における支出は、利用者の受けるサービスの質の低下を招かぬように、適切に管理する必要があり慎重に行います。

◎入居者介護度⇒国の施設への入所基準の見直しにより、徐々に特養施設入居者の平均介護度が高くなりつつあります。

##### 2) 訪問介護サービス(ホームヘルパー)提供における課題・問題に対応します。(重点事業)

◎厳しい現状⇒訪問介護事業所は、ヘルパー利用者が減少、利用者の波やヘルパーのなり手不足などの問題に直面しています。さらに、ヘルパー利用者宅が遠距離という地域独特の課題はありますが、地域唯一の社会福祉法人で行う訪問介護という使命として対応します。

◎厳しい判断⇒。収支バランスが悪化しています。町内唯一の訪問介護事業所ですが、今後、補填する財源がない場合には、行政との協議も必要となります。

◎今後の課題⇒生活支援が中心の現在の状況を改善し、身体介護が提供出来る体制整備に力を入れ、収支の安定、ヘルパーのなり手の育成にも力を入れる必要があります。

##### 3) ケアハウス入居者の介護支援の課題を検討します。

◎ケアハウス介護⇒ケアハウスの基本介護サービスは、日勤時間帯に生活相談員が配置されること、また、食事が三食提供される、定期的なレクリエーションなどの催しがあります。多くの入居者が在宅介護サービスを利用して生活されています。



【ケアハウスでの音楽療法】

◎ケアの安全確保⇒介護が必要な入居者も増えており、土・日・夜勤帯における介護力が低下する時間帯に、入居者の安全な生活を担保することが、難しい場面も出ていますが、短期入所の利用等、適切な介護が受けられるように、相談支援を行います。



【ケアハウス入居者の外出レク】

◎対策⇒特養やグループホームなど、御本人に適した施設への住み替えの手続きを支援し、安心・安全な生活が出来よう支援する必要があります。



#### 4. 地域住民から必要とされるトータル福祉が

確保できる社協を目指し、組織・人材・財源の基盤づくり

実践計画の項目	実践計画の内容
1. 安定した組織運営をするために、法人の機能強化を図ります。	
1) 役員の研修機会を充実します。(重点事業)	
◎理事・監事の研修機会の確保⇒毎年、役員研修会などに参加して、最新の福祉経営に関する知識を習得し法人運営を行えるように研修の企画を行います。 ◎評議員の研修機会の確保⇒社協事業に対する理解と協力をいただくため、研修機会の提供や情報提供に努めます。	
2) 社協会員と会費制度の住民周知をします。	
◎住民周知⇒社会福祉協議会が、天塩町の福祉を推進する団体であることは、これまでの周知活動によって、少しずつ理解が進んでいます。 ◎特別会員⇒特別会員(年間千円)は、個人で社協活動を応援する会員で、役場職員・民生委員・社協役員・社協評議員等の関係者に御理解と御協力をいただいています。 ◎賛助会員⇒賛助会員(一口三千元～)は、社協活動に賛同や応援する会社・事業所・団体に負担していただく会費です。この会費は、景気の動向によって、会費納入に増減があります。 ◎会員会費制度⇒小地域福祉活動や住民懇談会の機会を通じて、社協会員・会費制度を、きめ細かくPRと説明し、特別会員や賛助会員の拡大に努力します。また、賛助会員の増強は、社協と取引事業所等に、主旨を説明して理解と協力をお願いします。	
3) 社協法人の組織体制を強化して、経営理念を策定します。	
◎法人方針⇒社協は社会福祉法人化されて30年が経過しました。現在の事業規模は、従業員約70名や予算規模も3億円を超えるまで大きくなっています。 ◎奉仕精神⇒社協役員は、町内関係機関・団体を代表する方々に、奉仕の精神で参加・協力をいただいています。役員個人の豊富な経験や技術によって、適切な指導・助言をいただいています。 ◎職員意識⇒社協職員に求められる姿は、住民が何を求めているか、また、社協と住民とが協働で何を追求するのか、また行政機関との協調など、常に、真摯な努力が求められています。	
4) 社協広報活動を見直し、情報提供を活性化します。	
◎広報活動⇒社協だよりを年間2回全戸配布しています。また、天塩町社協ホームページでも情報提供を行っていますが、IT技術の向上もあり、双方向の通信による広報活動も必要となっており、SNSなどを活用した情報提供を活性化します。 ◎道社協広報⇒道社協のホームページでは、「市町村社協だより」を掲載しています。全道社協の町村別に検索が可能になっております。これらの情報も有効に活用します。 ◎今後の対応⇒「天塩町社協だより」年間2回の発行を計画します。またホームページやフェイスブックなどのSNSを活用した双方向の情報活用を推進します。更に、各福祉団体・ボランティア連協・特別養護老人ホーム・ケアハウス・デイサービス・各種サロンなど、様々な広報活動やPR紙の発行を指導・支援します。	

2. 適切な運営体制を維持するために、資質の高い人材育成を図ります。
<p><b>1) 社協職員体制の充実を図ります。</b></p> <p>◎職員体制⇒現在、正職員21名、契約職員28名、パート19名と町内でも比較的大きな事業所となりました。</p> <p>◎職員資格⇒社協事業では、どの分野でも資格者が求められます。看護師・生活相談員・介護支援専門員・介護福祉士・管理栄養士・調理師・居宅介護支援事業所管理者・サービス提供責任者・大型自動車免許・ホームヘルパー2級・事務部門（防火管理者・安全運転管理者等）に至るまで、各種資格が必要になります。</p> <p>多様な事業を行っており、特に幹部職員には、定期的な人事異動により、各事業を横断的にみる視点を持ち、安定的に組織管理できるように体制の充実を図ります。</p>
<p><b>2) 専門職の確保と資格取得を奨励します。</b></p> <p>◎専門職養成⇒資格試験に受験しやすいように勤務状況を調整支援し、学習会や学習場所の提供等、試験や研修に臨みやすい環境整備を行います。</p> <p>◎専門職採用⇒町社協では、専門職の採用は、広く公募するとともに法人内で資格取得者やスキルアップした職員の配置転換なども行い、限られた人材を有効に活用し効率的な専門職の確保を行います。</p> <p>◎就学資金の貸付制度⇒介護福祉士や看護師、管理栄養士などの専門職を育成確保する為、社会福祉協議会が修学資金を貸付け、専門職の確保と資格取得の奨励を行います。天塩社協に就職し一定期間が経過した場合は返済の免除があり、資格取得の動機づけとなるような制度となっています。</p>
<p><b>3) 職員等の待遇改善を図り意欲を高めます。</b></p> <p>◎給与表見直し⇒介護保険制度における介護職員等の処遇改善加算などを取得し、処遇改善を行います。また、資格手当や業務手当、その他の手当などで待遇改善を行います。</p> <p>◎高齢者の雇用⇒高齢者雇用安定法の施行も有りますが、経験豊富な従業員を定年退職後も引き続き就労していただきサービスの質の向上を目指す一面もあります。</p> <p>◎福利厚生⇒社協職員が希望を持って就労するために、福利厚生の充実を検討します。</p>
3. 公共性の高い社会福祉法人が安定経営できる財源基盤づくりに努めます。
<p><b>1) 天塩町社協の会費収入アップを図ります。(重点事業)</b></p> <p>◎会費の現状⇒会費制度は3種類あります。</p> <p>イ、一般(世帯)会費年間300円、全世帯の95%が加入し、高い数字になっています。</p> <p>ロ、特別会費(個人)年間1,000円は、社協活動に理解がある個人会費です。</p> <p>ハ、賛助会費(団体・事業所等)年間一口3,000円から協力をいただいています。</p> <p>特別会費と賛助会費は、趣旨説明や依頼方法を検討する必要があります。</p> <p>◎今後課題⇒特別会費徴収は、社協役職員が分担するなど、幅広く検討します。賛助会費の依頼は社協取引業者に対し、理解が得られるよう説明をしながら、賛助会費の納入を要請します。</p> <p>◎依頼方法⇒今後は、現在依頼できていない事業所にもお願いに上がる機会を増やし、3種類の会費制度を役職員や評議員と協力して、協力依頼を進めます。</p>

## 2) 天塩町社協の自主財源確保を検討します。(重点事業)

- ◎自主財源の現状⇒町社協の自主財源は、会費収入・寄付金・手数料などになります。これら会費収入と寄付金収入を合わせても、事業活動には全く足りません。
- ◎事務・事業費の確保⇒天塩町補助金は、法人職員人件費でありますので、事務費・事業費はありません。ただし天塩町からは社協事務所が現物提供されていますので、大変助かっています。
- ◎財源確保⇒自主財源の確保は難しい状況にあります。各種サービスの見直しや、新たなサービス創出の中で、財源を見出す努力をします。
- ◎今後の対応⇒先進地の情報を得ながら、天塩町にあった新たな自主財源獲得の取組みを検討します。

## 3) 町と補助金等について協議します。

- ◎町補助の算定⇒いずれの社協も市町村補助金に依存していますが、天塩町社協も同様です。社協運営費補助金は、市町村社協の事業内容や公共的な事業評価で、大きく変わります。今後、天塩町の安定した住民サービスづくりとして、町行政と社協で協議を行います。
- ◎運営費補助対象⇒人件費が町行政から補助されており、引続き御理解と御協力をお願いします。
- ◎委託検証⇒社協では、町補助金事業や委託事業がありますが、各事業の費用対効果を検証していただき、また、他自治体との比較・検討も加える等、客観的な評価をお願いし、適切な委託料で運営を出来るように協議します。

## 4) 安定した法人経営のため、基金・積立金の適切な管理運営をします。

- ◎社協の責務⇒天塩町社協は、高齢者の終の棲家となる、介護施設や在宅介護サービスを提供する社会福祉法人であります。社会的にも、大きな責務が課せられていますので、安定した健全経営をするため、目的に応じた基金や積立金による安定経営をします。
- ◎基金の管理⇒住民から寄せられる浄財(寄付金)は、愛情銀行の基金として積み立てられ、また、指定管理受託事業による黒字は、介護保険事業の安定を図る資金として積立しています。

## 4. 住民から信頼される社会福祉法人を目指して、計画性のある法人運営に努めます。

### 1) 新たな情報収集のために研修会・講演会等に積極的に参加します。(重点事業)

◎情報収集⇒常に新しい情報を入手し、支援や体制整備が出来るように、社協役職員は情報把握や情報交換の場を求めて、研修会や講演会に参加を図ります。

◎段階的研修⇒職員の経験に応じた研修機会を提供し、長期的なプランで安定的に人材育成出来るように研修機会を計画します。

◎指導力の養成⇒対象職員は、指導力を磨く実践の場として、職場

内伝達研修、地域住民への報告会など、多様な場面で指導力の向上とリーダーシップの養成の場として活用します。



【職場内伝達研修】



## 2) 社会福祉事業の執行にあたり順法精神を基本とします。(重点事業)

◎職員心構え⇒多様な住民(利用者)に接し、様々な支援を行う為、個人情報に接する機会がありますが、適切な法律解釈によって、福祉関係者ネットワークを形成し、安心・安全な町づくりを推進します。この際も、社協職員は人権尊重や権利擁護の立場にあり、慎重な対応が必要になります。

◎権利擁護⇒超高齢化社会は、在宅認知症高齢者の出現率が高くなり、日常的な金銭管理や財産管理が難しくなります。既に全国的には、専門職後見人・市民後見人・法人後見などの取組みが活発化していますが、天塩町では取組みが進んでいる状況にはありません。

◎町社協取組⇒天塩社協としては、市民後見人や専門職による法人後見が出来るように体制整備を急ぎ、天塩町社協の権利擁護体制づくりを推進します。

## 3) 地域福祉実践計画の進行管理を行います。

◎計画概要⇒社協理事・監事・評議員、町福祉課職員を加えた検討委員 18 名によって、第2期天塩町地域福祉実践計画を策定しました。この計画は、第2期の天塩町地域福祉実践計画基本とし、今後、5年間を見通して、実践計画を策定しました。

◎行政と連携⇒この地域福祉実践計画策定によって、地域住民が望む地域福祉の姿・介護サービスや福祉サービス内容が提起されています。これらを踏まえて、行政と連携を図りながら取組みます。

◎進行管理⇒この実践計画策定に伴い、年度別事業の進行管理が必要になります。計画の進捗度や取組み状況を、毎年度理事会や評議員会で検証します。また、最終年度は、次期計画策定をします。

◎評価の在り方⇒計画進行の判断は、作成に関わっていない視点から客観的な意見も取り入れることでより的確な判断が行われると考え、評価委員を選考し評価いただきます。

## 4) 各種計画策定の委員会へ福祉機関として委員を派遣します。

◎町の各種計画への参加⇒天塩町社協は、公的な社会福祉法人として、専門的な立場から、天塩町各種計画策定に積極的に参画します。

◎各種会議への参加⇒天塩町社協は、介護施設運営や在宅介護サービスの提供、また生活弱者サポートの立場から、各種会議に積極的に参画します。

◎各種委員会への参加⇒天塩町社協は、直営事業や受託事業、指定管理者事業を通じて、福祉や介護の専門的な立場で委員会に参画します。

◎専門的な立場⇒天塩町の福祉や介護に関する調査には、専門的な立場から積極的に協力します



# 資 料 編

- 天塩町地域福祉実践計画策定要領
- 天塩町地域福祉実践計画委員会設置要綱
- 天塩町地域福祉実践計画委員会名簿
- 天塩町地域福祉実践計画委員会事務局名簿



## 第2期天塩町地域福祉実践計画策定要領

### 1. 策定の目的

全国的に少子高齢化や核家族化が急速に進行する中で、人間関係の希薄化や相互扶助機能の低下、一人暮らし高齢者の増加など地域社会が様変わりしましたさらに、福祉のあり方も最低生活を保障した生存権への支援から幸福追求権の支援へシフトするなど、従前からの多様な福祉課題に、更に新たな課題・問題が発生しています。

地方では、福祉・介護サービスの多様化したニーズの解決方法として地域の特色を生かしたサービスの構築も可能となりましたが、同時に様々なサービスへの対応も必要となり、広義の福祉・介護ニーズが益々増加しております。また、過疎による独居老人の増加や高齢化による認知症の増加など、権利侵害の起こりやすい環境にあり、権利擁護のサービスの構築が急務となっています。

これらの対応策や受け皿づくりとして、我町では、地域福祉の力が試されており、住民が主体になった地域福祉の核となる町社協の運営・経営の取組みを含めた地域福祉実践計画を策定します。

2. 策定者            社会福祉法人天塩町社会福祉協議会
3. 策定の期間        平成30年度
4. 計画の期間        平成31年度から平成35年度までの5年間
5. 計画の名称        第2期天塩町社会福祉協議会地域福祉実践計画（2019～2023）
6. 基本の目標        「ともに支え合う、安心・安全福祉のまちづくり」
7. 計画の構成        1) 地域福祉実践計画  
                          (町社協が中心となって推進する活動計画)  
                          2) 社協発展強化計画  
                          (町社協の組織、運営、経営の強化計画)
8. 策定方法            天塩町社協内に地域福祉実践計画策定委員会を設置して、地域福祉実践計画の策定を諮問し、実践計画の策定及び検討後に社協会長へ答申します。  
                          答申を受けた社協会長は理事会・評議員会に諮り承認を得て実践計画を決定、実践計画の具体化を図ります。

## 第2期天塩町地域福祉実践計画策定経過

No.	開催予定期日	会議の種類	概要及び内容
1	H30.11.26	第1回策定事務局会議	計画素案の検討 策定日程について
2	H30.11.29	第1回策定委員会	委嘱、経過概要検討
3	H30.12.5	ニーズ調査（一般町民）	福祉大会でニーズ調査
4	H30.12.10	ニーズ調査（身障者）	障害者サロンで意見聴取
	H30.12.	ニーズ調査 取りまとめ	
	H31.1.	ニーズ調査（高齢者）	高齢者を支える町づくり アンケートの再集計グラフ化
5	H31.1.25	第2回策定委員会	福祉サービスの供給体制や アンケートについての話し合い。
6	H31.2.14	第2回策定事務局会議	計画骨子の作成
7	H31.2.22	第2回部会検討会議	計画骨子についての検討 福祉検討部会 経営検討部会
8	H31.3.8	第3回策定事務局会議	計画案検討まとめ
9	H31.3.11	正副委員長会議	計画案検討まとめ、 正副委員長含む
10	H31.3.12	第3回策定委員会	計画案協議
11	H31.3.18	理事会	実践計画書の審議・承認
12	H31.3.29	評議委員会	実践計画書の審議・承認
13	H31.4.	住民周知	実践計画書ダイジェスト版配布
14	H31.4.	計画周知	実践計画書完成版配布 関係事業所及び団体



## 第2期天塩町地域福祉実践計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この委員会は、地域住民、行政、町内会連合会、福祉団体、ボランティア、民生委員児童委員、福祉関係者などと連携・協働しながら地域福祉ニーズを受け止めて、計画的に地域福祉活動の展開、地域福祉の基盤づくり、社協運営に取り組むことを目的とした、第1期天塩町地域福祉実践計画を継続発展させ、地域住民の福祉に関わる各種サービスを総合的、且つ計画的に提供することを目的とした平成31年度～平成35年度の計画を策定する為、第2期天塩町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(委員会構成)

第2条 この委員会は、次の関係団体から天塩町社会福祉協議会会長が委嘱した20人以内の委員をもって構成する。

- (1)町内会、 (2) 民生児童委員、 (3) 福祉関係者、 (4) ボランティア、  
(5) 社協役職員、 (6) 行政担当者、 (7) 学識経験者、 (8) その他の団体、

(委員長及び副委員長)

第3条 この委員会は、委員の互選により委員長1名及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長は委員会を代表し、会議の議長となる。又、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、または、欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第4条 この委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 この委員会には、福祉検討部会15名以内と経営検討部会5名以内を置き、それぞれの部会に、部会長1名と副部会長1名を置く。

- 3 委員長が必要と認める時は、委員会の議事に関係ある者の出席を求めて、その意見、または、説明を聴くことができる。

(諮問・答申)

第5条 この委員会は、天塩町社会福祉協議会会長から地域福祉実践計画策定の諮問を受けて、地域住民と協働で計画が完成した場合、町社協会長へ答申するものとする。

(庶務)

第6条 この委員会の庶務は、天塩町社会福祉協議会事務局において処理する。

- 2 この委員会及び部会の委員は、無償のボランティア活動とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、天塩町社会福祉協議会会長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成30年11月7日から施行する。

## 第2期天塩町地域福祉実践計画策定委員会委員名簿

(任期 平成30年11月29日～平成31年4月30日)

氏名	選出団体	社協役職・他	部会
伊藤 望	学識経験者	社協副会長	経営検討
園田 加代子	天塩町女性団体連絡協議会	社協副会長	福祉検討
久留宮 美智博	天塩町民生委員協議会	社協理事	福祉検討
小林 保	天塩町町内会連合会	社協理事	福祉検討
村中 力	学識経験者(前事務局長)	社協理事	福祉検討
南條 幸男	天塩町身障福祉協会	社協理事	福祉検討
鎌田 芳則	学識経験者	社協監事	経営検討
水上 宏志	町内会長	社協監事	経営検討
本間 久	特養家族会々長	社協評議員	経営検討
小林 正義	天塩町老人クラブ連合会	社協評議員・老連会長	福祉検討
安齊 由貴子	サロンボランティア	社協評議員	福祉検討
伊藤 千枝子	ボランティア連絡協議会	社協評議員	福祉検討
神田 悟	天塩町手をつなぐ親の会	社協評議員	福祉検討
来田 和雄	町内会連合会・町内会長	社協評議員	福祉検討
杉澤 公也	天塩町役場福祉課	福祉課長	経営検討
加藤 智子	天塩町役場福祉課	福祉課主幹	福祉検討
宇野 淑恵	天塩町役場福祉課	地域ケア係長	福祉検討
柿崎 美穂	天塩町役場福祉課	ふれあい係長	福祉検討

合計18名

◎部会名は「福祉検討部会」13名と「経営検討部会」5名

○実践計画策定委員会役員名簿

役職名	氏名
委員長	小林 保
副委員長	伊藤 望
副委員長	園田 加代子

○部会役員名簿

部会名	役職名	氏名
福祉検討部会	部会長	園田 加代子
福祉検討部会	副部会長	小林 正義
経営検討部会	部会長	伊藤 望
経営検討部会	副部会長	鎌田 芳則

## 第 2 期天塩町福祉実践計画策定事務局体制

役 職 名	氏 名	担当分野	備 考
事務局長	橋 本 敬 三	総括責任者	経営討部会
施設長	阿 部 光 子	副総括責任者	福祉討部会
地域福祉課長	来 田 寛	事務局責任者	事務局担当
在宅支援課長	上 田 健 司	計画検討者	経営検討部会
施設介護課長	黒 田 牧 夫	計画検討者	福祉検討部会
看護係長	赤 塚 有 里	計画検討者	
介護係長	中 井 百 代	計画検討者	
相談支援係長	西 井 三代子	計画検討者	福祉検討部会
給食責任者	澤 篤 子	計画検討者	
施設管理係	三 好 祐 史	計画検討者	経営検討部会
デイ介護主任	深 澤 栄 子	計画検討者	
デイ介護員	木 原 将 太	計画検討者	
厨房係長	大 谷 ゆり子	計画検討者	
ケア相談員兼介護員	渡 辺 美 香	計画検討者	
福祉活動専門員	大 川 遥 香	計画検討者	福祉検討部会
福祉活動推進員	石 山 二実則	計画検討者	福祉検討部会
事務員	吉 田 梢	事務局員	事務局担当
事務員	野 崎 淳 子	計画検討者	経営検討部会

## 策定委員会より

天塩町地域福祉実践計画策定は、平成 23～24 年度北海道社会福祉協議会の市町村社会福祉協議会活性化モデル事業(道内 4 町)を天塩町社会福祉協議会が事業指定を受け、平成 25 年度からの第一期天塩町地域福祉実践計画を策定したことに始まります。

今回の第二期の天塩町地域福祉実践計画では、第一期天塩町地域福祉実践計画をベースに近年の福祉ニーズの変化に対応出来るよう、住民アンケートを行い、ニーズを調査し、天塩町の地域課題として対応する必要のあるサービスを盛り込みました。

また、福祉環境だけではなく、通信環境や情報伝達の方法など、大きく社会が変動しています。この変化にも対応する為、ホームページや SNS（フェイスブック）などを利用した、情報化への対応も計画に盛り込みました。

内容の検討では、計画策定期間が短期間であったため、意見交換や討論、現状認識や把握、そして課題分析も十分ではありませんでしたが、貴重な意見交換ができました。また、委嘱された策定委員が、天塩町の地域福祉の現状や社協活動、高齢者に身近な介護保険サービス全般の検討を行い、理解を深める良い機会ともなりました。

今後、この地域福祉実践計画は、毎年度、天塩町社会福祉協議会が委嘱する実践計画評価委員会において進捗状況の確認や適切な進行管理することとなっております。

この第二期天塩町地域福祉実践計画策定にあたり、各策定委員には、何度も会議に出席いただき、また、熱心に御審議をいただきましたことに対し、心より感謝とお礼を申し上げます。

天塩町地域福祉実践計画策定委員会  
委員長 小林 保







社会福祉法人 天塩町社会福祉協議会

〒098-3312 天塩郡天塩町字川口 5699 番地の1  
天塩町保健ふれあいセンター内

☎ (01632) 2 - 3201 Fax (01632) 9 - 2800

URL <http://www.protech-web.co.jp/homepage/teshio/index.html>